

第 171 回国会
(常 会)

漂 流 ・ 漂 着 ゴ ミ 関 係 資 料

衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives

「衆議院ホームページ」の「調査局作成資料」にて本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

< 電子ファイルへのアクセス方法 >

「衆議院ホームページ（<http://www.shugiin.go.jp/>）」 「調査局作成資料（http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/index.htm）」をクリック 「各調査室作成資料」をクリック 資料名を選択してクリック 電子ファイルが開きます。

本資料について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。本資料内のデータや文章を引用される場合は、必ず出所を明記してください。また、転載等を行う場合には、あらかじめ衆議院調査局環境調査室まで連絡の上、承諾の手続きをお取りください。

本資料についてのお問合せは、衆議院調査局環境調査室まで御連絡ください。

Tel 03-3581-5111 内線 3452、3458、3456

03-3581-6733（直通）

Fax 03-3581-7700

担当：関、深井、後藤、原

はじめに

我が国は、四囲を海に囲まれています。その海は昔から、近隣諸国との経済や文化の交流、ひいては人物往来のルートとして大事な役割を果たしてきました。海はまた、漁業資源の獲得の場、エネルギー等の採取の場、さらには国民に観光やレジャーなど憩い・安らぎを提供する場などとしても極めて重要な側面を有しています。海は、昔も今も変わらず、我々に多くの恵みをもたらしてくれる貴重な存在です。

しかし近年、その海をめぐる環境に異変が生じ、様々な問題が顕在化してきています。具体的には、廃プラスチック類、発泡スチロールやその破片など多種多様な人工物が海を漂い、やがて海岸に漂着して海岸域周辺の環境が悪化したり、海に浮遊する大量の流木などによって、船舶航行の安全への懸念や漁業などへの悪影響が生じています。さらに漂流・漂着物によって、港湾機能が阻害されたり、海岸の景観が損なわれたり、海岸域周辺に生息する野生生物にも被害が生じる状況となっています。

そこで、本資料では、特に、海洋を漂流し海岸に漂着するゴミ(いわゆる「漂流・漂着ゴミ」)に焦点を当て、それに関する我が国における現状と取組み等について取りまとめています。

本資料が、議員の立法調査活動の上での一助となれば誠に幸いです。

衆議院調査局環境調査室長
専門員 吉澤秀明

調査担当者

衆議院調査局環境調査室

室長	吉澤秀明
首席調査員	春日昇
調査員	関武志
調査員	深井明子
調査員	後藤一平
調査員	原拓史

目 次

第 1	我が国における漂流・漂着ゴミの現状	1
1	最近の事例	1
2	我が国の海岸における漂流・漂着ゴミの実態	1
3	漂流・漂着ゴミの状況に関する調査	3
	(1) 気象庁	3
	(2) 海上保安庁	6
	(3) (財) 環日本海環境協力センター	6
	(4) (社) 海と渚環境美化推進機構	9
	(5) J E A N / クリーンアップ全国事務局	10
4	漂流・漂着ゴミの特徴及びその影響	14
	(1) 漂流・漂着ゴミの特徴	14
	(2) 漂流・漂着ゴミによる影響	15
第 2	政府の漂流・漂着ゴミ対策	16
1	漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議	16
2	環境省の取組	18
	(1) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会	22
	(2) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会	25
	(3) 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査(第2期)	25
3	関係省庁の漂流・漂着ゴミ対策関連予算	27
	(1) 平成20年度第2次補正予算による取組	27
	(2) 平成21年度予算による取組	29
第 3	現行法での漂流・漂着ゴミ関連規定	34
1	発生源対策に関する規定	34
2	漂流・漂着ゴミの処理等に関する役割に関する規定	35
第 4	参考資料	37
1	平成21年廃ポリタンク漂着個表(道府県別)	39
2	漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ (平成19年3月、漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議)	40
3	漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書 (抜粋)(平成21年5月)	58
4	漂流・漂着ゴミ対策の関連規定	64
5	海岸における回収・処理の役割分担と海岸管理の概況	75

第1 我が国における漂流・漂着ゴミの現状

1 最近の事例

平成12(2000)年頃から、特に冬場に、毎年のように日本海沿岸地域を中心に大量の廃ポリタンクの漂着が確認されている。本年も1月5日頃、島根県益田市の海岸に20リットル程度の廃ポリタンク約80個が漂着しているのが発見されたのを皮切りに、3月末までに、沖縄県から北海道にわたる19道府県の海岸に総計約1万7千個(参考資料1参照)の廃ポリタンクが漂着している(昨年(平成20年)は、19道府県で約4万3千個の廃ポリタンクが漂着)。

確認されたものだけでも約6千個のハングル表記の廃ポリタンクが漂着しており、ふたが閉まっている一部の廃ポリタンクの中には液体の残っているものがあり、関係道府県の分析によれば、塩酸等の強酸性物質が検出された例もある。

そのため、環境省は、関係道府県と連携し、海岸に漂着している廃ポリタンクに安易に触れないよう注意を呼びかけるとともに、引き続き、漂着状況の調査、廃ポリタンクや内容物に関する情報収集等を行っている。また、外務省との連携の下、韓国政府に対して実態把握、原因究明、漂着ゴミを減らすための更なる努力についての要請を行っており、本年2月6日には、韓国・釜山において「きれいで豊かな海を共に守るための日韓実務協議」が開催され、意見交換を行うとともに、廃ポリタンク漂着問題の解消に向けて今後も一層積極的に協力していくことが確認されている。

2 我が国の海岸における漂流・漂着ゴミの実態

我が国の海岸全体における年間漂着物量については、必ずしも正確な数値は把握されていないが、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)が平成12(2000)年度から平成18(2006)年度までの調査結果を基に推定したところによると、年間の漂着物の推定重量は約18万6千トン、その処理に要するコストは約63億円との試算が出されている。なお、この数字の算出に当たっては、漂着物の回収費用は含まれておらず、これに加え、離島での漂着物処理を実際に行う場合は、大型重機の調達や回収した漂着物の本土までの収集・運搬コスト等が必要となるなど、実態を踏まえた的確な漂着物処理コスト算出には様々な要素を考慮する必要があるとされている。

【N P E Cの既存調査結果（2000～2006年度）より算出】

日本の海辺の漂着物量の推定（1ヶ月）

- 調査地点は日本国内の砂浜海岸
- 2000年から2006年度までの国内調査地点の平均重量：4.4kg/100 m²
- 漂着物の散乱範囲：砂浜の奥行き10m
- 日本の海岸線総延長：35,219.3km（H11.3.31現在）

出典 2002年版 海岸便覧（国土交通省河川局海岸室 監修、社団法人 全国海岸協会発行）

- N P E Cが提唱し実施している調査は、海水浴シーズンが終了し、清掃活動が終了した後、一定の期間を経た後、調査を実施している。このため、調査で採集された漂着物は、ある程度の期間で漂着した漂着物と推定し、それら期間を1ヶ月程度と仮定した。

$$4.4\text{kg}/100\text{ m}^2 \times (10\text{m} \times 35,219.3\text{km} \times 10^3) \div 10^3 = 15,496\text{ t / 月}$$

年間漂着物量

- 2000年から2006年度までの国内調査地点の平均重量から算出した結果を基に年間漂着推定重量を算出

$$15,496\text{ t / 月} \times 12\text{ヶ月} = 185,952\text{ t / 年}$$

漂着物の処理コスト

- H17年度ごみ処理事業経費 ÷ H17年度ごみ総排出量 = 処理コスト
 $1\text{兆}9,024\text{ 億円} \times 10^8 \div 5,273\text{ 万 t} \times 10^4 \times 10^3 = \text{処理料金：}34\text{ 円/kg}$

注)一般廃棄物の処理コストの算出は、「一般廃棄物処理事業実態調査の結果(平成17年度実績)(環境省)」のうち、ごみ処理事業経費については、報道発表資料(H19.4.19)の訂正後の金額を用いて算出した。

- 年間漂着推定重量の処理経費

$$185,952\text{ t / 年} \times 10^3 \times 34\text{ 円/kg} \div 10^4 = 632,237\text{ 万円}$$

(出所：「2006年度 海辺の漂着物調査報告書」2008年3月、(財)環日本海環境協力センター)

また、(社)海と渚環境美化推進機構(マリンプルー21)は、平成17(2005)年度に実施した海岸の清掃距離(実距離)4,798kmから回収されたゴミの実

量 9 万 9 千 トンを基に、全国の海岸総延長距離約 3 万 3 千 km に換算して、全国の海岸に散乱するゴミの量を 70 万トンと推定している。

- 清掃活動実施自治体数：37 自治体
- 清掃参加人数：延べ約 728,000 人
- 海岸清掃距離（実距離）：4,798km
- ごみ回収量：99 千 t（33 万 m³） 嵩比重 0.3

年度		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
ごみの量	ごみ千 m ³	238	302	219	241	421	536	142	185	169	542	415	330
	ごみ万 t （嵩比重 0.3）	7.1	9.1	6.6	7.2	12.6	16.1	4.3	5.6	5.1	16.3	12.5	9.9
	散乱ごみ 量万 t	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70

（出所：「2006 年度 海辺の漂着物調査報告書」2008 年 3 月、（財）環日本海環境協力センター）

3 漂流・漂着ゴミの状況に関する調査

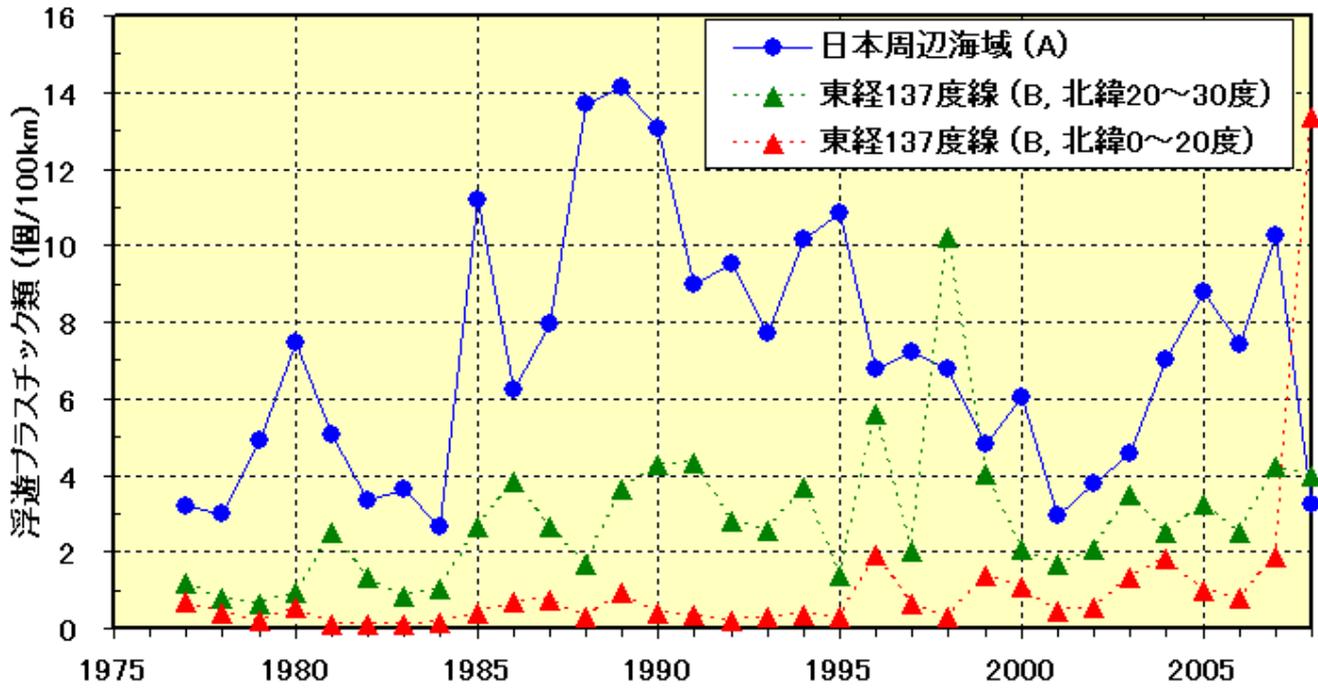
（1）気象庁

気象庁では、昭和 52（1977）年以来、継続して浮遊プラスチック類を含む浮遊汚染物質の観測を行っている。この観測は、海洋気象観測船の航海中、毎日、日の出から日の入りまでの間、ブリッジから目視によって行われており、浮遊汚染物質を発見するたびに日時、位置、種類、形状、大きさ、個数などを記録し、発見されない場合は「なし」という記録がなされる。このうち、浮遊プラスチック類については、発泡スチロール、漁具類（流出したり廃棄されたりしたボンデン（魚網等に取り付ける浮き）等）、薄膜状プラスチック（ポリ袋など、フィルム状のもの）、その他に分類して、それぞれの発見個数を航走 100km 当たりの数に換算してデータが整理されている。

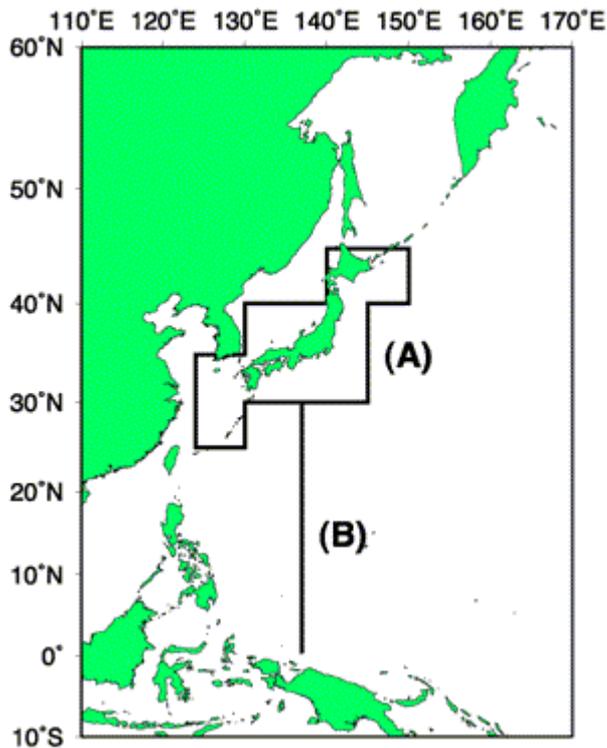
同庁の発表によると、平成 20（2008）年の冬季から夏季にかけて、日本周辺の一部の海域では、100km 当たり 20 個以上の浮遊プラスチック類が発見された。東経 137 度線の北緯 0～20 度の海域では、冬季と春季には 100km 当たり 10 個以上見つかることはなかったが、夏季には 100km 当たり 300 個以上が発見された。

浮遊プラスチック類の発見個数を海域別にみると、日本列島周辺海域では昭和 63（1988）年から平成 2（1990）年をピークとして、平成 12（2000）年頃までは漸減傾向であった。これは、昭和 63 年にマルポール条約（海洋汚染防止条約）の附属書 により船舶からのプラスチック類の排出規制措置が定められ、我が国では同規制措置を受けて海洋汚染防止法が改正された時期と重なっており、日本列島周辺海域において 1990 年代に浮遊汚染物質が減少し始めたのはこの規制の効果と考えられている。その後、2000 年代に入ってから増加傾向を示したが、平成 20（2008）年は減少し、平成 12 年前後とほぼ同水準となった。一方、東経 137 度線では平成 2（1990）年以降も減少傾向はみられず、北緯 20 度以南の海域では平成 8（1996）年以降はおおむね増加傾向にある。

浮遊プラスチック類発見数の経年変化



海域区分



(出所：気象庁ホームページ)

(2) 海上保安庁

海上保安庁は、平成 12 (2000) 年度より、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。

平成 19 (2007) 年には、全国で合計 92 回、参加人数 8,511 人、調査ゴミ総個数 10 万 1,044 個、調査ゴミ総重量約 62 トンの調査が実施され、回収されたゴミの中で個数の多かった順に、硬質プラスチック破片 (17%)、プラスチックシートや袋の破片 (9%)、発泡スチロール破片大 (7%)、タバコの吸殻・フィルター (6%)、ガラスや陶器の破片 (6%) となっており、この上位 5 品目で総個数の半数近くを占める結果となっている。

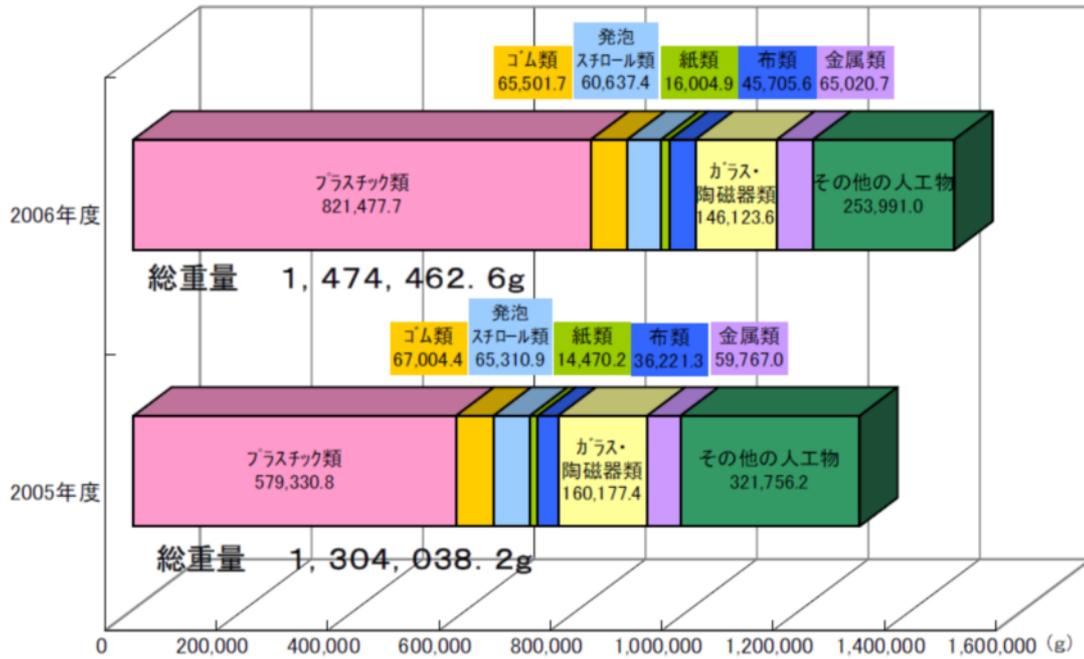
(3)(財) 環日本海環境協力センター

前述の (財) 環日本海環境協力センター (N P E C) の「2006 年度海辺の漂着物調査」は、日本列島の沿岸及び黄海に面する、日本、ロシア、韓国、中国の 4 か国を対象に、沿岸国の地方公共団体や地元の N G O / N P O 等が実施しているもので、平成 18 (2006) 年度は、32 自治体、71 海岸で調査が実施された。調査に参加した団体数は 4 か国合計で延べ 168 団体、調査参加人数は延べ 2,820 人であった。

調査は、調査対象の海岸全体の漂着物が概括的に把握できるよう、また、調査範囲が偏らないように選定し、原則、波打ち際から内陸方向へ連続的に縦横 10m の区画を設定、区画内の漂着物を全て拾い集めた上で、区画ごとにプラスチック類、ゴム類、発泡スチロール類、紙類、布類、ガラス・陶磁器類、金属類、その他の人工物の 8 種類に分別し、個数及び重量の測定が行われている。

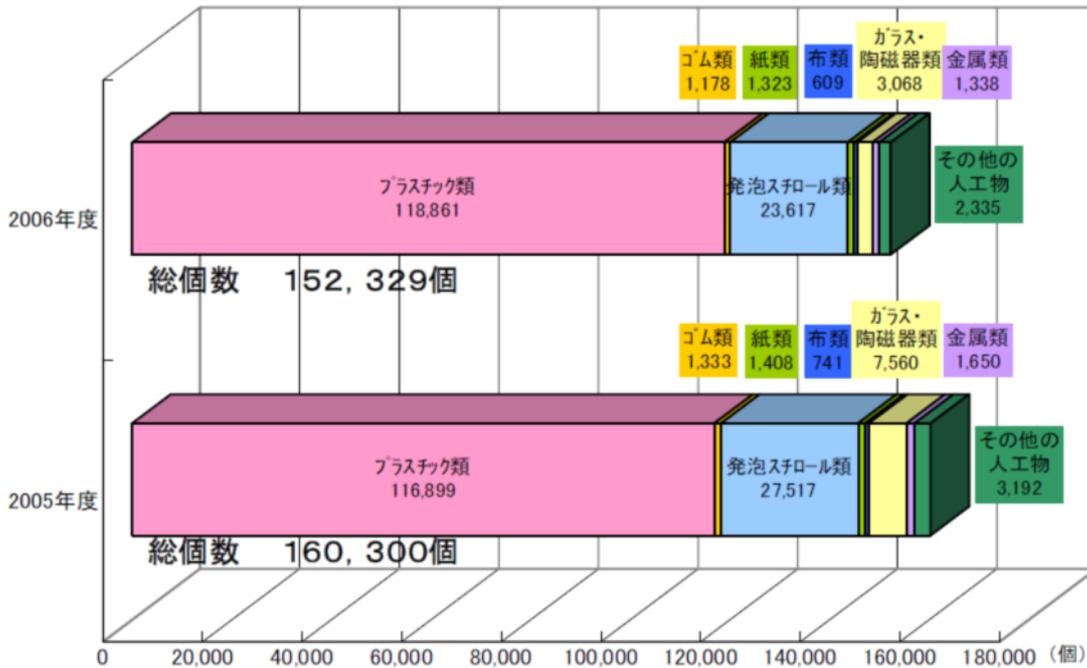
同調査で採集された漂着物を重量で見た場合、その総重量は約 1,474kg であり、分類別では、プラスチック類が約 821kg (総重量の 55.7%) と最も重く、次いで、その他の人工物が約 254kg (同 17.2%)、ガラス・陶磁器類が約 146kg (同 9.9%)、ゴム類が約 66kg (同 4.4%) の順であった。また、個数で見た場合、採集された漂着物の総個数は 15 万 2,329 個であり、分類別では、プラスチック類が 11 万 8,861 個 (総個数の 78.0%) と最も多く、次いで発泡スチロール類が 2 万 3,617 個 (同 15.5%) の順であった。

海辺の漂着物 総重量



(出所:「2006年度 海辺の漂着物調査報告書」2008年3月、(財)環日本海環境協力センター)

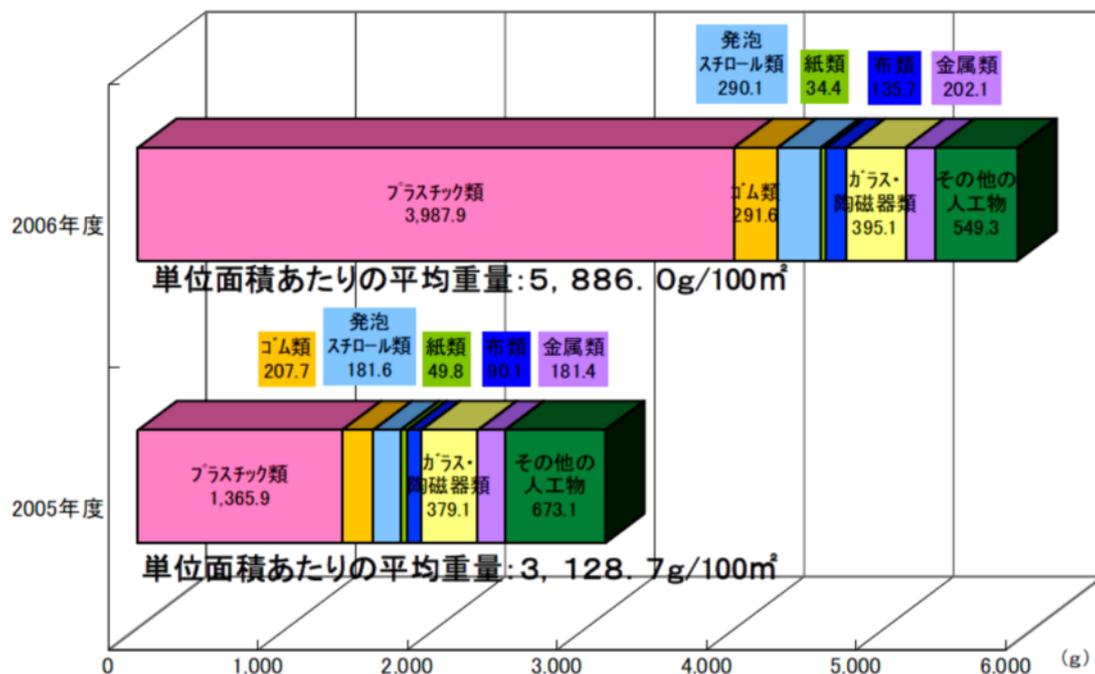
海辺の漂着物 総個数



(出所:「2006年度 海辺の漂着物調査報告書」2008年3月、(財)環日本海環境協力センター)

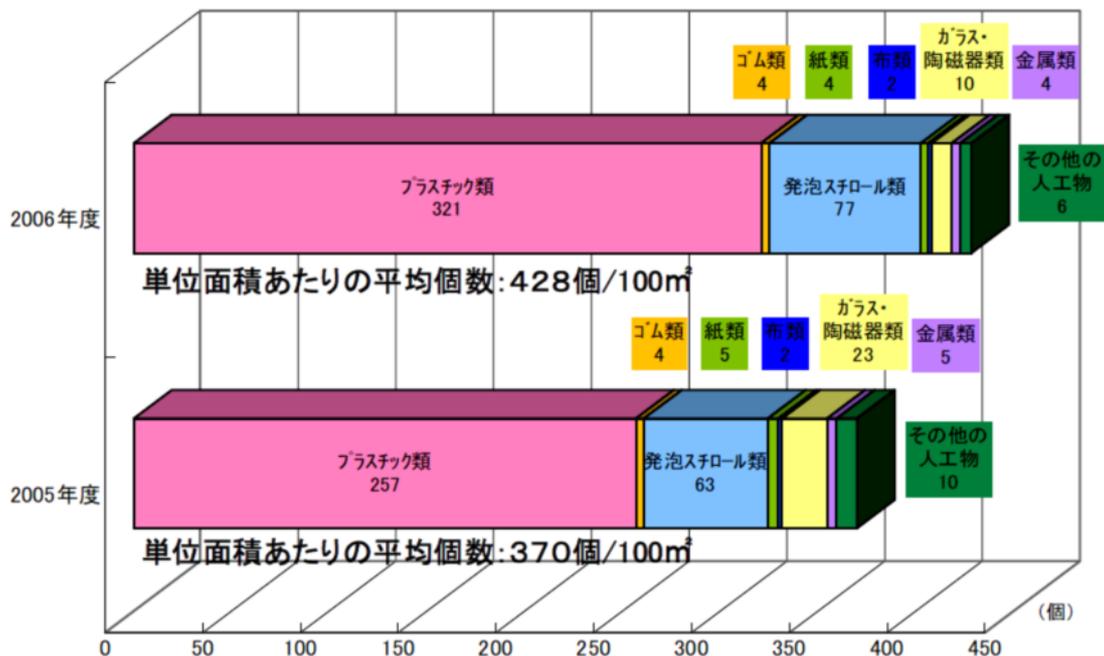
これを単位面積（縦横 10mの区画）あたりで見ると、平均重量は 5,886.0g であり、その内訳は、プラスチック類が 3,987.9g（単位面積あたりの平均重量の 67.8%）と最も重く、次いで、その他の人工物が 549.3g（同 9.3%）、ガラス・陶磁器類が 395.1g（同 6.7%）、ゴム類が 291.6g（同 5.0%）の順となっている。また、個数で見た場合、単位面積あたりの平均個数は 428 個であり、その内訳は、プラスチック類が 321 個（単位面積あたりの個数の 74.9%）と最も多く、次いで、発泡スチロール類が 77 個（同 18.1%）の順であった。

海辺の漂着物 単位面積あたりの平均重量



（出所：「2006年度 海辺の漂着物調査報告書」2008年3月、（財）環日本海環境協力センター）

海辺の漂着物 単位面積あたりの平均個数



(出所:「2006年度 海辺の漂着物調査報告書」2008年3月、(財)環日本海環境協力センター)

(4)(社)海と渚環境美化推進機構

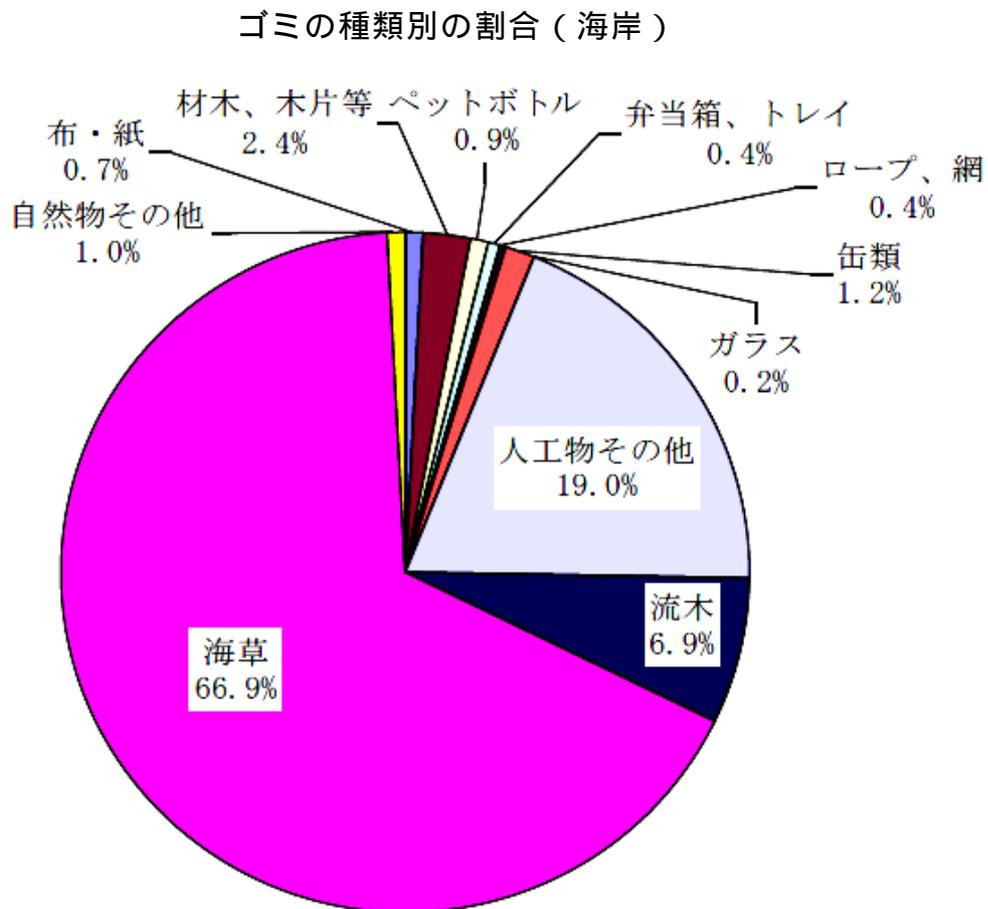
(社)海と渚環境美化推進機構(マリンプルー21)は、水産庁の補助事業(漁場環境保全総合対策事業)を受け、海浜等清掃活動実施状況についてアンケート調査を実施しており、平成19(2007)年度は47都道府県のうち35都道府県からの回答を集計し報告書として取りまとめている。

同報告書によると、平成19年には全国で延べ21,542回の清掃活動が行われ、延べ約138万人が参加した(このうち海岸の清掃に参加した人数は約75万人)。

ゴミの回収量は、全体で368,272 m³であり、このうち海岸における回収量が341,770 m³(全回収量の92.8%)で最も多く、次いで河岸が23,475 m³(同6.4%)となっている。

回収されたゴミの種類は、海岸においては、海草228,693 m³(全回収量の66.9%)が最も多く、次いで、人工物その他65,101 m³(同19.0%)、流木23,574 m³(同6.9%)、材木、木片等8,120 m³(同2.4%)、缶類4,180 m³(同1.2%)、自然物その他3,295 m³(同1.0%)、ペットボトル3,112 m³(同0.9%)

の順となっている。



（出所：「平成 19 年度漁場環境保全総合対策事業 海浜等清掃活動実施状況調査報告書」平成 20 年 3 月、（社）海と渚環境美化推進機構）

（５）J E A N / クリーンアップ全国事務局

J E A N / クリーンアップ全国事務局（J E A N : Japan Environmental Action Network）は、散乱ゴミの調査やクリーンアップを通じて海や川の環境保全を行っている非営利の環境 N G O であり、毎年、海岸のクリーンアップ調査を行い、その結果を公表している。

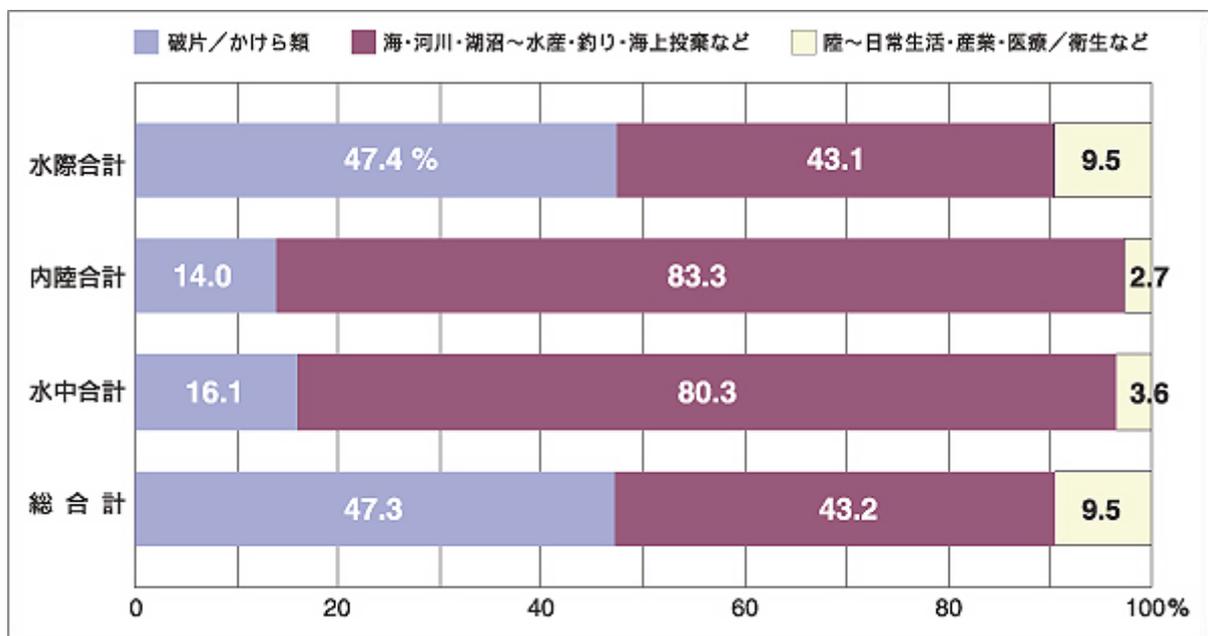
公表されている中で最新の調査（本資料作成時点）である平成 19（2007）年秋の国際海岸クリーンアップの結果は、調査会場数 219 か所、参加者 2 万 2,656 人、採取総個数 66 万 6,493 個、集めたゴミの重さ 1 万 7,891.4kg で、回収されたゴミの個数の多い順に、発泡スチロール破片の大（ 1 cm^2 以上）7 万 2,490 個（総個数の 10.9%）、硬質プラスチック破片 6 万 9,625 個（同

10.4%) 発泡スチロール破片の小(1 cm²未満)6万2,443個(同9.4%)、
 タバコの吸殻・フィルター6万2,425個(同9.4%)、プラスチックシ
 ートや袋の破片5万8,979個(同8.8%)、カキ養殖用パイプ4万4,983
 個(同6.7%)、食品の包装・容器4万445個(同6.1%)、ふた・キャ
 ップ2万5,910個(同3.9%)、飲料用プラボトル2万5,649個(同3.8%)、
 ガラスや陶器の破片2万4,506個(同3.7%)となっている。

同調査結果によれば、回収されたゴミの調査区分ごとの割合は、総合計で、
 破片/かけら類が47.3%と半数近くを占め、次いで水産・釣り・海上投棄
 などの海・河川・湖沼を起源とするものが43.2%、日常生活・産業・医療
 /衛生など陸を起源とするものが9.5%となっている。

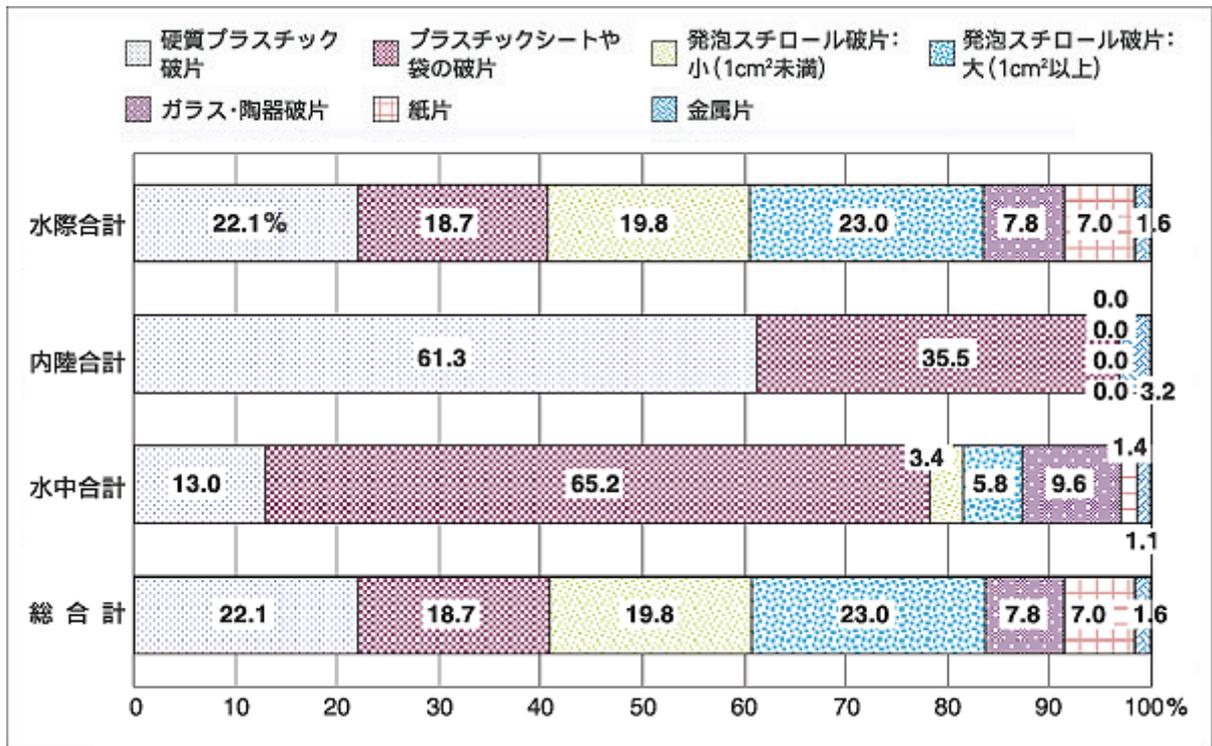
このうち、最も多くを占める破片/かけら類を品目別に見ると、総合計で、
 発泡スチロール破片の大(1 cm²以上)が23.0%、硬質プラスチック破片が
 22.1%、発泡スチロール破片の小(1 cm²未満)が19.8%、プラスチックシ
 ートや袋の破片が18.7%を占めるという結果となっている。

調査区分ごとの大分類割合



(出所：2007年秋の「国際海岸クリーンアップ(ICC)」調査結果(JEAN/クリーンアップ全国事務局ホームページ))

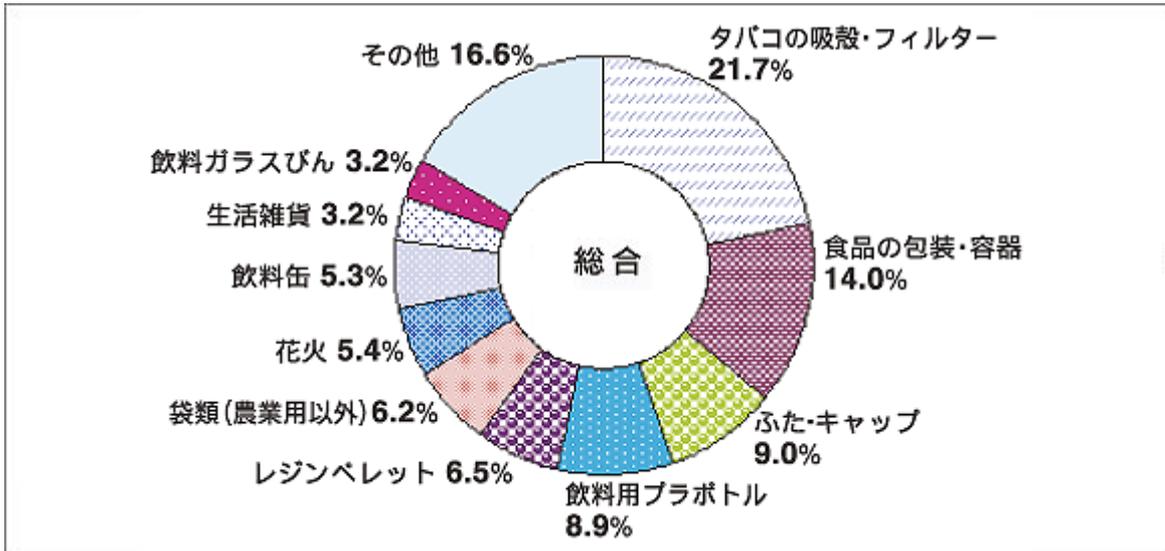
破片 / かけら類の品目別割合



(出所：2007年秋の「国際海岸クリーンアップ(ICC)」調査結果(JEAN/クリーンアップ全国事務局ホームページ))

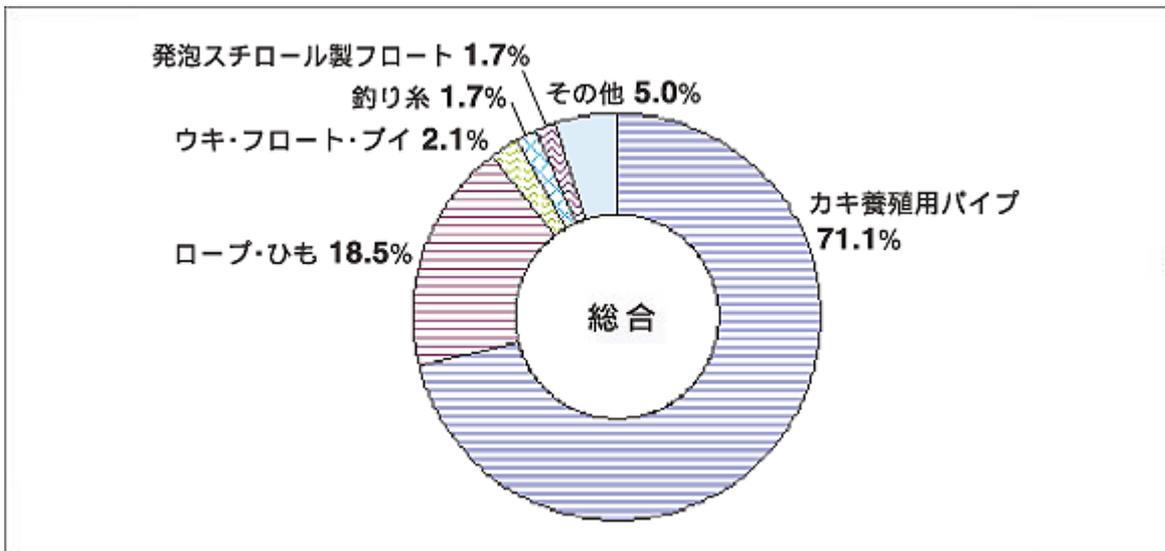
また、陸起源及び水起源の各品目についてそれぞれ見てみると、回収されたゴミの多い順に、陸起源については、タバコの吸殻・フィルター21.7%、食品の包装・容器14.0%、ふた・キャップ9.0%、飲料用プラボトル8.9%、レジンペレット(直径数mmのプラスチック粒)6.5%の順となっている。水起源については、カキ養殖用パイプが71.1%と大部分を占め、次いで、ロープ・ひも18.5%、ウキ・フロート・ブイ2.1%、釣り糸1.7%、発泡スチロール製フロート1.7%の順という結果になっている。

陸起源の品目ワースト 10 (総合)



(出所：2007 年秋の「国際海岸クリーンアップ (ICC)」調査結果 (JEAN/クリーンアップ全国事務局ホームページ))

水起源の品目ワースト 5 (総合)



(出所：2007 年秋の「国際海岸クリーンアップ (ICC)」調査結果 (JEAN/クリーンアップ全国事務局ホームページ))

4 漂流・漂着ゴミの特徴及びその影響

(1) 漂流・漂着ゴミの特徴

漂流・漂着ゴミは、通常のごみ（廃棄物）と比べて、その回収・処理の面で困難を伴う様々な問題点を抱えている。

これに関し、J E A N / クリーンアップ全国事務局が公表している資料では、漂流・漂着ゴミについて、以下のように、量が多い（発生源も多岐にわたる） 雑多なものが混在、質が悪い、プラスチックゴミが多数という問題点が整理・指摘されている。

漂流・漂着ゴミ（海ゴミ）の問題点

量が多い（発生源も多岐にわたる）

- ・ 流入 街なか～河川から
- ・ 投棄 船舶から 不法投棄
- ・ 漂着 他国から 他地域から
- ・ 持込ゴミ 海岸で発生
- ・ レジャーゴミ 釣り人のゴミなど

雑多なものが混在

- ・ 流木・草木などの破片に、微細に破片化したプラスチックが混ざっている
- ・ 濡れているため、分別作業が困難
- ・ 砂の混入（容器などの中に）
- ・ 材質が多種・複合

質が悪い

- ・ 塩分・水分・付着物が多い
- ・ 炉を傷めるので焼却処理に不向き
- ・ 汚れがはげしく、からまっていたりするので、分別・リサイクルも困難

プラスチックゴミが多数

- ・ 生分解しない
- ・ 紫外線や波力などによって劣化、破片化する
細くなると目立たず、回収が不可能に
- ・ すべてを回収しきれない
- ・ 砂浜に埋没したり、海中を浮遊する
- ・ 海底に沈み堆積していく

（出所：J E A N / クリーンアップ全国事務局ホームページを基に加工）

(2) 漂流・漂着ゴミによる影響

漂流・漂着ゴミにより、実際にどの程度の影響が生じているのかについては、その定量的な把握は難しいものの、以下のような様々な影響が指摘されているところである。

漂流・漂着ゴミによる影響の主な例

景観・レジャーへの影響	<ul style="list-style-type: none">・美しい景観を損なうことにより、観光地としてのイメージがダウンするなど観光への影響が懸念される・海水浴を楽しむのに邪魔になる
漁業・海運への影響	<ul style="list-style-type: none">・漂流ゴミや海底に堆積したゴミが魚網を破損、あるいは魚網に絡んだり、漁獲物に混入する・漂流ゴミが船の安全な航行を妨げる
安全な暮らしへの影響	<ul style="list-style-type: none">・医療系廃棄物やガラス破片などによる事故(怪我や感染症など)の危険が増加する
海洋生物への影響	<ul style="list-style-type: none">・魚網やロープなどが海洋生物の体に絡まったり、海鳥などがプラスチック等の漂流ゴミをエサと間違っ て飲み込む(最終的にはエサが食べられなくなり死んでしまうことも)
経済への影響	<ul style="list-style-type: none">・ゴミ回収・処理のための作業と経費の負担が増大する(特に、島しょ地域では、地域内に処理施設がなく、島外への搬出費用の負担が莫大になるおそれ)

(環境省資料、J E A N 資料等を基に当室作成)

第2 政府の漂流・漂着ゴミ対策

1 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

平成 18 (2006) 年 2 月、構造改革特別区域推進本部により「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定された。同対応方針では、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立するため、関係省庁による局長級の対策会議を設置することとされ、同年 4 月に、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」(以下「対策会議」という。)が設置された。

対策会議は、平成 18 年度末までに 4 回開催され、漂流・漂着ゴミに係る政府の平成 19 年度予算概算要求や、地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査について検討が行われた。

そして、平成 19 (2007) 年 3 月、対策会議は、検討した内容を踏まえ、中長期的な課題としての国際的な対応も含めた発生源対策や漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策の早期実施を念頭におきつつ、当面の施策として、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を行っている(各省庁の取組については参考資料 2 参照)。

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ(概要)

平成 19 年 3 月

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

1. 経緯

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などの深刻化が指摘されている。

このため、平成 18 年 2 月に「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定され、同年 4 月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」(以下、「対策会議」という。)が設置された。

対策会議は、平成 18 年度末までに 4 回開催され、

- ・ 漂流・漂着ゴミに係る平成 19 年度予算の取りまとめ
- ・ 地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査の実施
- ・ 国及び地方公共団体の取組に関する情報交換を行うための会議の開催

等を行った。

対策会議がとりまとめた、各省が実施する平成 19 年度以降の施策については、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策について、新規予算の獲得及び既存施策の拡充等が図られており、これら施策の効果的な実施により、これまで以上の対策の進展が期待される。その一方で、今後解決すべき問題も残されている。

2．漂流・漂着ゴミ問題の現状

国内の海辺の漂着物量の概算：約 15 万トン / 年

(平成 12～17 年度の漂着状況調査結果から、財団法人環日本海環境協力センターが試算)

海外由来と推察される漂着物(平成 17 年度：財団法人環日本海環境協力センター調査)

全国平均で、重量比で 6 %、個数比で 2 %

3．漂流・漂着ゴミ問題に対する国の取組の推進

(1) 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針及び関係者の責務

国としては、漂流・漂着ゴミに関し、「状況の把握」、「国際的な対応も含めた発生源対策」、「被害が著しい地域への対策」それぞれを推進していくことが必要。また、これら施策の効率的な実施にあたっては、関係省庁が連携して取り組むことが不可欠。

漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要。

実態把握及び各種対策の実施結果等を勘案し、必要な対策の拡充の検討が必要。

(2) 平成 19 年度以降の当面の施策

状況の把握

日本周辺の海上漂流物目視観測、一般市民を対象とした漂着ゴミ分類調査、予測モデルの開発等を実施する。

国際的な対応も含めた発生源対策

河川等に捨てられたゴミが海域へ漂流することを防ぐため河川管理者による監視等の施策を行う。また、関係省庁で海面に浮遊するゴミや油の回収及び予測技術の研究開発、漁業系資材のリサイクル技術の開発・推進、漁場の堆積物の除去、容器包装廃棄物の排出抑制の促進等を行う。さらに、関係国間の政策対話の推進、関連

国際プロジェクトへの積極的参画等を進める。

被害が著しい地域への対策

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な漂着ゴミについて海岸管理者が緊急的に行う処理や、海岸保全区域外に大量漂着した廃棄物について市町村が行う処理等について、それぞれ国は補助を行う。また、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援する。さらに、頑張る地方応援プログラムにより漂流・漂着ゴミに関する活動等環境保全プロジェクトに取り組む地方公共団体を支援する。

海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定し、漂着ゴミの発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討し、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。また、海岸に漂着する医療系廃棄物や信号筒などの危険物に対して、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針を策定する。また、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施する。

漂着ゴミの処理に係る技術として、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行う。

4. 今後の課題

漂流・漂着ゴミへの施策を着実に実施するとともに、施策実施の状況及びその結果について、フォローアップが必要。

国、地方公共団体、民間団体・研究者等の関係者間の連携の強化が必要。

漂流・漂着ゴミに関する様々な指摘についての整理を行い、国と地方の役割分担のもと、発生源責任を含めた支援制度の整備など抜本的な漂流・漂着ゴミの処理等にかかる体制の確立について、今後とも、検討が必要。

発生源対策として、関係省庁連携した調査の実施、一人一人が発生源とならないよう国民への情報提供及び普及啓発が必要。

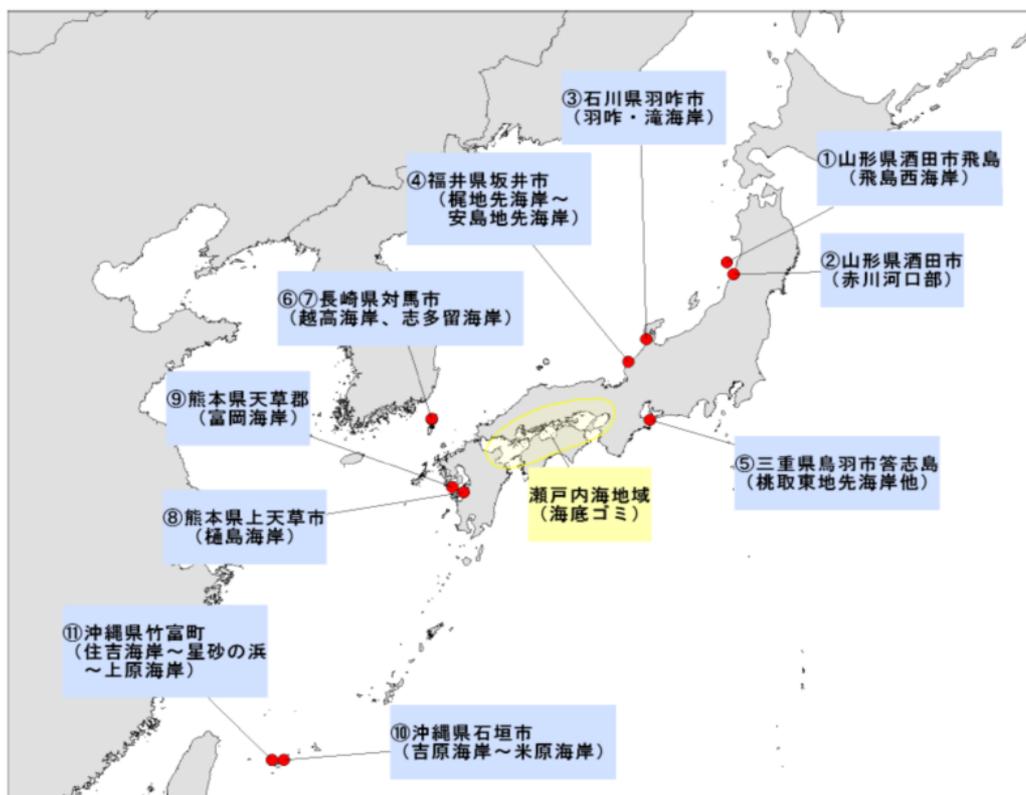
2 環境省の取組

環境省においては、平成19(2007)年度から、以下の7県11海岸を対象とする「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が実施されている。同モデル調査は、漂着ゴミに関する詳細な調査を実施し、漂着ゴミの実態を

把握するとともに、効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討するためのものであり、全国的な視点から検討を行うための「総括検討会」及び地域の特性に応じた検討を行うための「地域検討会」がそれぞれ開催されている。

モデル地域及び海岸線長

自治体		海岸名称	海岸線長さ
1. 山形県	酒田市飛島	①飛島西海岸	約 3km
	酒田市	②赤川河口部	約 5km
2. 石川県羽咋市		③羽咋・滝海岸	約 7.4km
3. 福井県坂井市		④梶地先海岸～安島地先海岸	約 5km
4. 三重県鳥羽市答志島		⑤桃取東地先海岸他	約 7.5km
5. 長崎県対馬市		⑥越高海岸	約 0.2km
		⑦志多留海岸	約 0.2km
6. 熊本県	上天草市龍ヶ岳町	⑧樋島海岸	約 5km
	天草郡苓北町	⑨富岡海岸	約 5km
7. 沖縄県	石垣市（石垣島）	⑩吉原海岸～米原海岸	約 5km
	竹富町（西表島）	⑪住吉海岸～星砂の浜～上原海岸	約 5km



モデル地域

(出所：平成 19 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査第 1 回総括検討会 (2007.7.19) 資料)

調査地域の概要と主な選定理由

地域名	海岸名称	地域の概要	主な選定理由
山形県 (飛島)	飛島西海岸	山形県酒田市に属し、山形県唯一の離島である。東海岸には勝浦港、中村港、法木港の3つの港を有し、住民も全員が東海岸に住んでいる。平成20年9月末現在で島の人口は273名、平均年齢は68.6歳である。一方、西海岸は、砂利・礫海岸で、海岸線から100m程度が岩盤質の浅い海になっている。モデル地域は、鳥海国定公園(飛島地区)普通地域に指定されている。	日本海側の離島としてモデル地域に選定された。
山形県 (赤川)	酒田市赤川河口部	地形は、遠浅の砂浜海岸で海岸線から陸域方向に50m以上の砂浜が続いている。モデル地域に流入する河川として、一級河川の赤川がある。一方、近傍には、山形県および酒田市を代表する河川の最上川がある。モデル地域は、庄内海浜県立自然公園普通地域に指定されている。	日本海側の広い砂浜海岸として、また一級河川(赤川)の影響を強く受けると予測される地域としてモデル地域に選定された。
石川県	羽咋市羽咋・滝海岸	本海岸の南側に位置する千里浜海岸は8kmにおよび、砂浜を車で走ることができる海岸として世界有数で「千里浜なぎさドライブウェイ」として広く知られている。千里浜海岸の北側には魚釣りやサーフィンなどレクリエーションや散策など市民の憩いの場として、また、能登一の宮気多大社の神事の海岸として全国に取り上げられている。	国内外から漂着するプラスチック類、漁網、ロープ、流木などの大量のゴミに対応できず苦慮しているため。
福井県	坂井市三国町梶地先海岸～米ヶ脇地先海岸	福井県の北部に位置し、日本海側に突き出た地形になっており、ゴミが漂着しやすい場所となっている。沖合を対馬暖流が南から北に向かって流れ、冬季には大陸方面からの北西の季節風が強い場所である。海岸線は、そそり立った断崖と礫浜によって構成されている。対象地域のすぐ南側には九頭竜川(一級河川)の河口が位置している。	観光及び漁業が盛んな地域であり、常に清潔さを求められる場所であること、またその一方で近年、外国製プラスチック容器や医療系廃棄物など安全性に問題があるゴミの漂着が目立っていることからモデル地域に選定された。
三重県	答志島奈佐の浜海岸	答志島は、伊勢湾の湾口部西側で鳥羽市の沖約2kmに位置する。鳥羽市全体が伊勢志摩国立公園内にあり、調査範囲も同様の公園内にあたる。海岸はリアス式地形であり、険しい海岸であるが、調査の中心とした奈佐の浜は砂浜の海岸で、幅が約250m、奥行きが10～20m程度の浜である。	答志島は出水時の流木や漂流・漂着ゴミの被害が顕著で、漁業に与える影響や処分に係る費用の面など対応に苦慮しているため。

地域名	海岸名称	地域の概要	主な選定理由
長崎県 (越高海岸)	対馬市越高海岸	対馬の北西側に位置し、越高漁港に隣接して南東側に向いており、湾全体としては南西側に開口している。海岸は、東側半分が礫海岸、西側半分が岩礁及び岩場から成る海岸である。	日本海側の離島としてモデル地域に選定された。
長崎県 (志多留海岸)	対馬市志多留海岸	越高海岸の2kmほど北西側に位置し、北側が伊奈漁港に接する。海岸は南西方向に開口しており、調査範囲の前面には浅い岩礁部が広がっている。調査範囲は礫海岸が主体で、北側に若干の砂浜があるほか、東南側は岩礁部に続いている。	日本海側の離島としてモデル地域に選定された。
熊本県 (樋島海岸)	上天草市龍ヶ岳町 樋島海岸	樋島海岸は、八代海に突き出た形で位置しており、対岸には球磨川の河口がある。八代海の潮汐は干満の差が大きく、潮位差は約4mである。調査範囲の海岸線は自然海岸で、複雑且つ切り立った崖が多く、陸からのアクセスが困難な浜が多い。調査枠を設置する海岸は調査範囲の中で唯一存在する陸からのアクセスが容易な海岸で農地海岸に指定されている。	内湾に面する海岸として、また一級河川(球磨川)の影響を強く受けると予測される地域としてモデル地域に選定された。
熊本県 (富岡海岸)	天草郡苓北町富岡海岸	富岡海岸は、天草灘に突き出た形で位置している。周囲は、山から直接海に接する急峻な地形で、奇岩が連なる険しい海岸地形を有する。一方、通詞島、富岡では砂州・砂嘴が形成されている。海象特性は概ね外洋性であり、潮位差は3m程度である。付近に流入する河川は、比較的延長の短い中小河川であり、急峻な山から海へ直接流入している。調査範囲の海岸線は富岡海水浴場を除き、自然海岸で、複雑且つ切り立った崖が多く、陸からのアクセスが困難な浜が多い。	外洋(天草灘)に面する海岸として、また対馬暖流の影響を強く受けると予測される地域としてモデル地域に選定された。
沖縄県 (石垣島)	石垣市吉原海岸～米原海岸	沖縄県は、沖縄本島、宮古島、石垣島及び西表島の4島を中心とした40の有人島を含む160の島嶼からなる日本唯一の離島県である。これらの島々を取り巻く沿岸域は、約2,027kmの海岸線延長(全国第4位)を有しており、亜熱帯特有のサンゴ礁とエメラルドグリーンに輝く海、白い砂浜と湿地帯のマングローブ等、優れた自然景観を呈している。	対象地域は亜熱帯特有の植物群が茂り人工的な構造物もなく沖縄らしさを色濃く残しており、地域住民等に利用されていること、また漂着ゴミが漂着しやすい地形であることからモデル地域に選定された。
沖縄県 (西表島)	八重山郡竹富町・西表島住吉～星砂の浜～上原海岸		

(出所:平成20年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査第6回総括検討会(2009.3.19)資料を基に加工)

(1) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会は、これまでに6回開催され、本年3月に開催された第6回の総括検討会において、モデル調査結果、漂流・漂着ゴミに関する技術的知見、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方についての「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」が取りまとめられた。同報告書の中では、モデル地域における現状・課題と今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性が示されるとともに、漂流・漂着ゴミの実態把握、海岸特性に応じた効果的な回収・処理方法、発生抑制(発生源対策)等についての提言がなされている(参考資料3参照)。

このモデル調査では、漂着物のうち、特にペットボトルとライターについて、そのラベルや本体に表記された言語、刻印等に着目し、それぞれの国別割合を集計することによって、漂着ゴミの発生源及び漂流・漂着メカニズムの推定が行われている(ただし、このモデル調査の結果は、必ずしもゴミの発生した国と一致するものではないことに留意する必要があるとされる。)

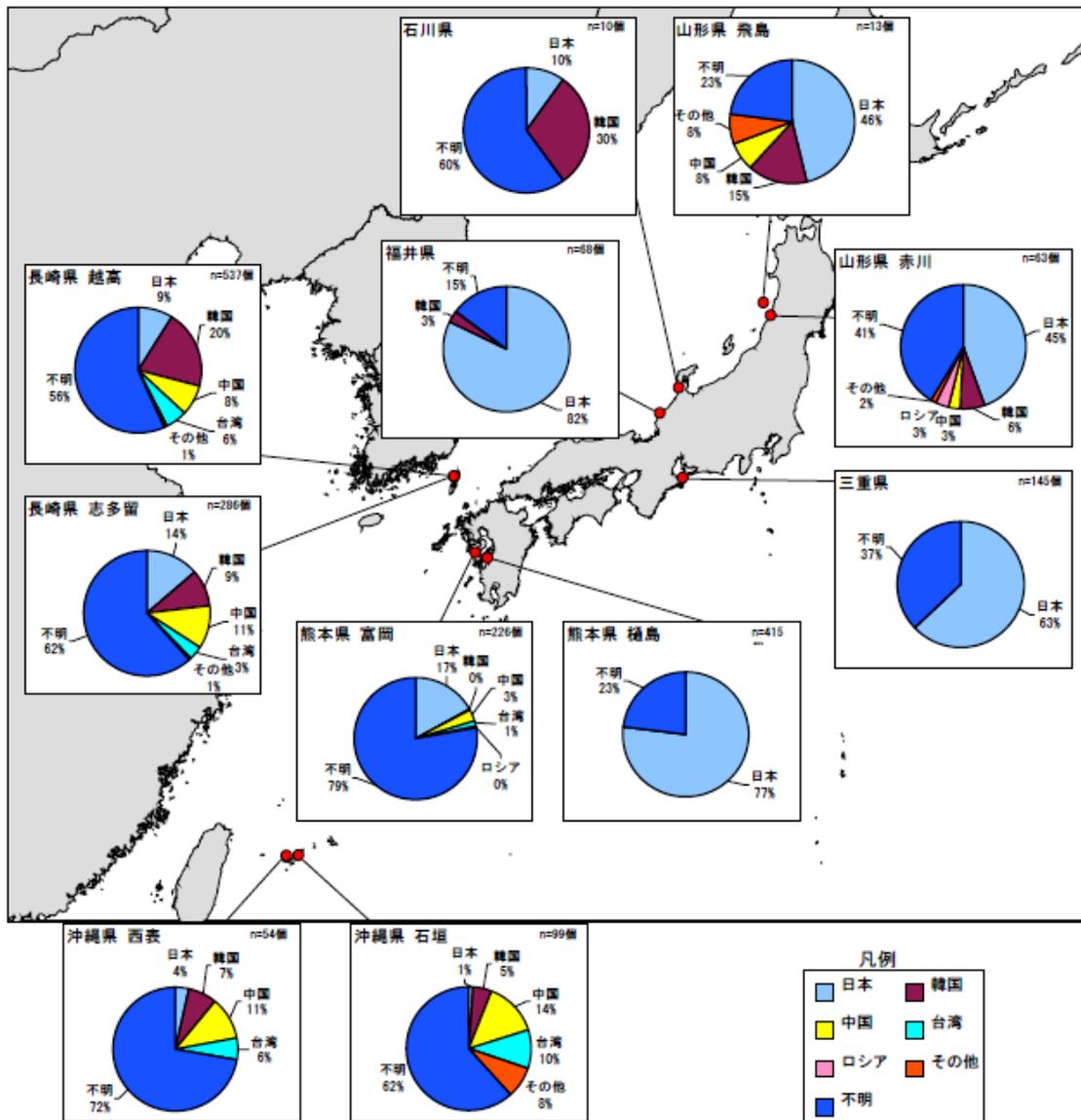
このうち、ペットボトルに関する調査結果をみると、合わせて6回実施されたクリーンアップ調査のうち、1回目(平成19(2007)年9~10月)の調査結果では、不明分を除くと石川県、長崎県、沖縄県では、日本の割合よりも海外の割合が多く、それ以外の地域では、日本と海外の割合が同程度か、海外の割合よりも日本の割合が多くなっていた。2回目(平成20(2008)年4~5月)から6回目(同年9~10月)の調査結果の合計値では、1回目の調査結果で海外の割合が多かった石川県では、日本と海外の割合は同程度(わずかに日本の割合が多い)となった。一方、長崎県、沖縄県では、2回目から6回目の合計値においても、日本の割合よりも海外の割合が多くなっていた。それ以外の地域では、1回目の調査結果と同様、日本の割合が最も多くなっていた。

なお、1回目の調査については、過去に蓄積したゴミが含まれているため、1年間に漂着したゴミを評価する際には、1回目のデータを除き2回目から6回目の調査データを用いることが適当とされている。

これらの調査結果から、漂流・漂着ゴミは、大陸等からの海外に由来するゴミが大半を占める地域がある一方で、我が国全体として見た場合、国内から発生するゴミの占める割合の方が多く、地域によってはほとんどが国内か

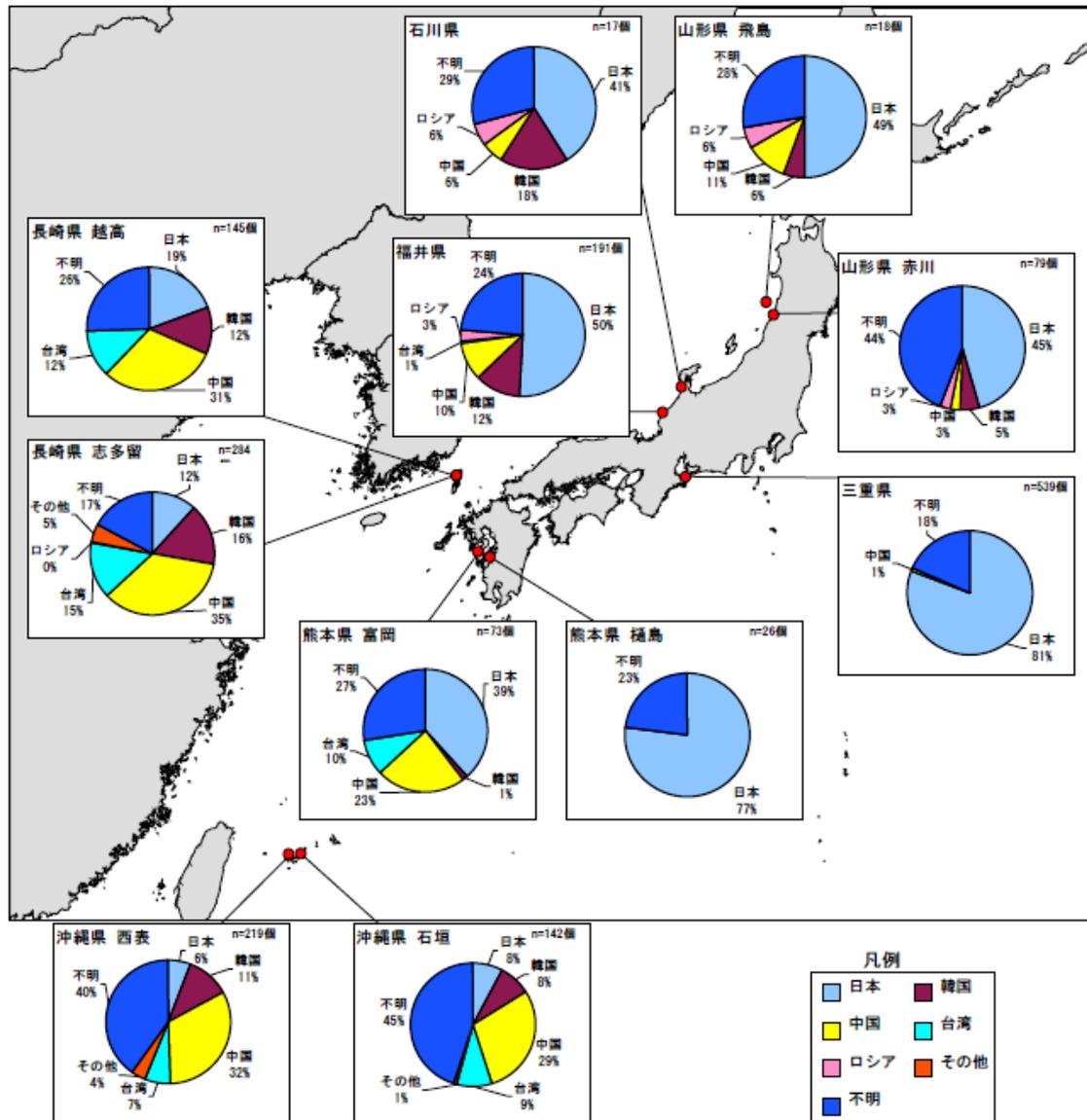
ら発生するゴミと考えられることが明らかになっている。

ペットボトルの国別集計結果（第1回）



(出所：漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会資料)

ペットボトルの国別集計結果（第2回～第6回）



（出所：漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会資料）

(2) 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会

一方、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会は、モデル調査地域の各県において、それぞれ6回開催された。平成21(2009)年2月に開催された各地域検討会の第6回会合において、各地域の調査結果、漂着ゴミの量及び質、効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処分方法、漂着ゴミの発生源及び漂流・漂着メカニズムの推定、漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性について取りまとめがなされている。

(3) 漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査(第2期)

さらに、環境省は、平成19~20年度(第1期)に引き続き、平成21年度から、新たなモデル地域等において、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査(第2期)」を実施することとしている。

同モデル調査は、漂流・漂着ゴミの被害が著しい地域をモデル地域として選定し、漂流・漂着ゴミの種類及び量、発生源等に関する詳細な調査を行い、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法及び対策のあり方について検討することを目的としている。モデル地域の選定にあたっては、各都道府県のニーズ等を踏まえる観点から、各都道府県に対してモデル地域の募集が行われた。その際、モデル地域として、平成21年度から初めて調査・検討を行う新規モデル地域と、第1期モデル調査のフォローアップとして追加的な調査・検討を行う継続モデル地域の両方の募集が行われ、新規モデル地域に13地域、継続モデル地域に6地域の応募があった。そして、モデルとしての妥当性、回収・処理の困難性、重点的な対策の必要性、関係者の協力の確保、今後の漂流・漂着ゴミ対策に関する展望等の観点から、有識者による検討を踏まえて総合的に評価が行われ、最終的に新規モデル地域として6地域、継続モデル地域として4地域が選定されている。

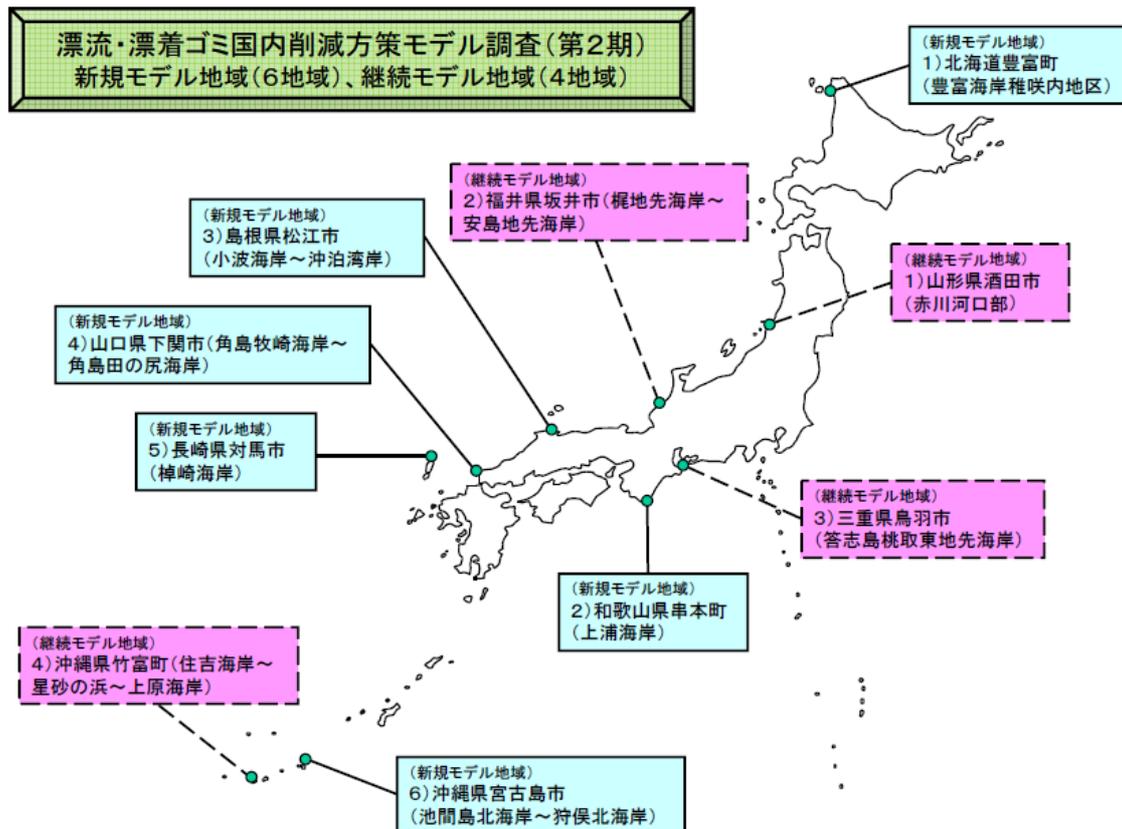
< 新規モデル地域 > (6 地域)

- 1) 北海道豊富町 (豊富海岸稚咲内地区)
- 2) 和歌山県串本町 (上浦海岸)
- 3) 島根県松江市 (小波海岸 ~ 沖泊湾岸)
- 4) 山口県下関市 (角島牧崎海岸 ~ 角島田の尻海岸)
- 5) 長崎県対馬市 (棹崎海岸)
- 6) 沖縄県宮古島市 (池間島北海岸 ~ 狩俣北海岸)

< 継続モデル地域 > (4 地域)

- 1) 山形県酒田市 (赤川河口部)
- 2) 福井県坂井市 (梶地先海岸 ~ 安島地先海岸)
- 3) 三重県鳥羽市 (答志島桃取東地先海岸)
- 4) 沖縄県竹富町 (住吉海岸 ~ 星砂の浜 ~ 上原海岸)

今後、環境省において調査計画の策定の後、選定された各モデル地域において、地域のニーズに即した漂流・漂着ゴミに関する調査・検討が行われることとされている。



(出所 : 環境省資料)

3 関係省庁の漂流・漂着ゴミ対策関連予算

(1) 平成20年度第2次補正予算による取組

漂流・漂着ゴミ対策については、従来より関係省庁において、漂流・漂着ゴミのモニタリング調査や発生源対策、地方公共団体等による回収・処理等の対策に対する財政支援、漂着ゴミの処理に係る技術開発等のための予算措置が講じられ、施策が実施されてきているところである(参考資料2「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」参照)が、さらに、環境省では、平成20(2008)年度第2次補正予算により、「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業」を実施することとしており、同補正予算に3億円が計上された。

同事業は、外国由来のゴミが大量に集積している海岸等を重点海岸として選定し、地域の関係者と協力して国が緊急的にクリーンアップを行い、優れた自然の風景地を復元するとともに、環境の保全を通じた地域の観光産業等の活性化を図ることを目的としたものである。また、併せて、都道府県等によるフォローアップを通して、クリーンアップ事業の後もきれいな海岸を維持する体制の確立を目指すものとされている(下記参照)。

平成20年度補正予算 漂流・漂着ゴミ対策関連予算とりまとめ	
漂流・漂着ゴミ重点海岸クリーンアップ事業	環境省
平成20年度補正予算額	300 百万円
(内容) 外国由来のゴミが大量に集積している海岸を重点海岸として選定し、国が緊急的にクリーンアップ事業を実施する。	

(出所：環境省資料)

同事業の対象となる重点海岸の選定に当たっては、各都道府県のニーズ等を踏まえる観点から、各都道府県に対して重点海岸の募集を行った結果、計50海岸の応募があり、漂流ゴミの発生源、回収・処理の困難性、地域経済活性化の必要性と効果、関係者の協力の確保、事業実施後のフォローアップ体制の検討の5つの観点から、有識者による検討を踏まえて、総合的に評価が行われ、最終的に重点海岸として計13県の25海岸が選定され

ている。

今後、環境省において事業計画が策定された後、選定された各重点海岸において、地域の関係者の協力を得て、海岸のクリーンアップ事業が行われることとなっている。

選定された重点海岸は、以下のとおりである。

県名	市町村名（海岸名）
秋田県	由利本荘市（西目海岸）
山形県	酒田市（飛島西海岸）、遊佐町（吹浦地区海岸）
新潟県	佐渡市（素浜海岸）、胎内市（荒井浜海岸）
石川県	輪島市（曾々木海岸～三つ子浜）、加賀市（塩屋海岸～片野海岸）
和歌山県	串本町（上浦海岸）
鳥取県	鳥取市（鳥取砂丘等）
島根県	松江市（小波海岸～沖泊湾岸）、隠岐の島町（海幸の浜海岸）
山口県	下関市（牧崎地先海岸～田の尻地先海岸）、長門市（油谷小浜海岸～油谷大浜海岸）
福岡県	新宮町（相島海岸）
佐賀県	唐津市（高島海岸）
長崎県	対馬市（棹崎海岸～井口浜、佐保海岸～志多浦海岸）、五島市（長崎鼻海岸～笠山崎海岸）、小値賀町（柳漁港地先～斑漁港地先）
鹿児島県	知名町（沖泊海岸）
沖縄県	石垣市（平野海岸）、宮古島市（池間島北海岸～狩俣北海岸）、座間味村（新田海岸～古座間味海岸）、久米島町（比屋定海岸）、多良間村（パイミッジ地先海岸～オール地先海岸）

（出所：環境省資料）

(2) 平成 21 年度予算による取組

平成 21 年度においても引き続き、漂流・漂着ゴミとなる可能性のある廃棄物の不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策なども含めた国内対策のための関係予算や、我が国のほかに中国、韓国、ロシアの海岸における漂流・漂着ゴミの実態調査・収集活動事業を実施するための予算、災害等により海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したゴミを市町村が収集、運搬、処分する事業の支援のための予算、離島等の被害が著しい地域への処理施設等の整備に係る支援のための予算、国立公園等の自然海岸等において海岸漂着ゴミの回収等を含む清掃事業を実施するグリーンワーカー事業のための予算等が、関係府省庁において計上されているところである(次頁以降の一覧を参照)。

平成21年度 漂流・漂着ゴミ対策関連予算とりまとめ

1.【状況の把握】

日本周辺及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視		継続	気象庁
平成21年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止のため、海洋気象観測業務の一環として実施)	平成20年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止のため、海洋気象観測業務の一環として実施)
(内容) 日本周辺及び北西太平洋の観測定線において浮遊プラスチック等海上漂流物の目視観測を実施。			
漂着ゴミ状況把握手法開発調査		新規	環境省
平成21年度予算額	8百万円	平成20年度予算額	0百万円
(内容) 漂着ゴミのモニタリング実施に当たっての課題等を整理し、地域の関係者との連携による漂着ゴミのモニタリング手法及びそのガイドラインを整理する。			

2.【国際的な対応も含めた発生源対策】

(1)国内での発生抑制の取組(漂流ゴミの回収対策を含む)

災害に強い森林づくりの推進		継続	林野庁
平成21年度予算額	治山事業(国費) 99,190百万円の内数	平成20年度予算額	治山事業(国費) 105,250百万円の内数
(内容) 公益的機能の確保が必要な保安林において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備を推進し、山腹崩壊等の山地災害を防止すること等によって、流木の発生の軽減を図る。			
水域環境保全創造事業		新規	水産庁
平成21年度予算額	2,800百万円の内数	平成20年度予算額	0百万円
(内容) 資源生産力の向上及び漁港漁場の水域環境の改善を効率的に推進するための漁港・漁場の一体的な水域環境保全対策の推進を図ることを目的として、たい積物の除去等を行う。 (平成20年度までの漁場環境保全創造事業(平成20年度当初予算3,658百万円の内数)を漁港水域環境保全対策事業と統合し、当該事業に整理。)			
漁場漂流・漂着物対策推進事業		継続	水産庁
平成21年度予算額	74百万円 (対前年度比:94%)	平成20年度予算額	79百万円
(内容) 漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中の漂流物回収に対する支援を行う。			
漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 (漁場環境保全活動促進事業)		継続	水産庁
平成21年度予算額	6百万円 (対前年度比:46%)	平成20年度予算額	13百万円
(内容) 漁協及びNPO等が行う海浜等の清掃活動及び森づくり等の漁場環境・生物多様性維持保全のための活動に関する現地での取り組み状況の把握やその効率的な取り組みに向けた検討を行い、活動主体間の連携強化を図る。			

容器包装リサイクルの円滑な推進		継続	経済産業省
平成21年度予算額	106百万円の内数	平成20年度予算額	150百万円の内数
(内容) 国内において、事業者による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられるため、容器包装リサイクル法を適切に施行し、同法に基づき、排出抑制を促進する。			
河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組		継続	国土交通省
平成21年度予算額	河川事業費等(国費) 851,167百万円の内数	平成20年度予算額	河川事業費等(国費) 883,835百万円の内数
(内容) 河川巡視による早期発見・対応、河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施に加えて、河川におけるゴミ・流木対策の取り組みを実施するため、連携体制の強化、啓発活動の推進、河川管理の強化に取り組む。			
閉鎖性海域における漂流ゴミや油の回収		継続	国土交通省
平成21年度予算額	港湾事業(国費) 219,500百万円の内数	平成20年度予算額	港湾事業(国費) 227,950百万円の内数
(内容) 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収及び環境調査等を実施。			
漂流ゴミ予測システムの技術開発		継続	国土交通省
平成21年度予算額	港湾事業(国費) 219,500百万円の内数	平成20年度予算額	港湾事業(国費) 227,950百万円の内数
(内容) 効果的なゴミ回収を目的に、海洋短波レーダによって観測された海洋表層流況を活用し、ゴミの集まる位置を予測する技術開発を推進する。			
一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査		継続	海上保安庁
平成21年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止対策の一環として実施)	平成20年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止対策の一環として実施)
(内容) 一般市民を対象とした海洋環境保全ための啓発活動の一環として、平成12年より漂着ゴミ分類調査を実施。			
不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進		継続	環境省
平成21年度予算額	55百万円の内数	平成20年度予算額	55百万円の内数
(内容) 廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携の下総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を推進する。			

(2) 国際的な取組

海洋漂着ゴミ対策拠出金 (北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)国際海岸クリーンアップ活動支援)		継続	外務省
平成21年度予算額	6百万円 (対前年度比:100%)	平成20年度予算額	6百万円
(内容) 我が国、中国、韓国、ロシアが参加する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みにおいて、漂流・漂着ゴミの海岸での実態調査及び収集活動(国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC: International Coastal Cleanup))事業を、普及啓蒙活動と共に実施。			

3. [被害が著しい地域への対策]

(1) 地方公共団体等の対策に対する財政支援等

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業		継続	国土交通省 農林水産省
平成21年度予算額	災害関連事業として実施	平成20年度予算額	災害関連事業として実施
(内容) 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援を行う。			
災害等廃棄物処理事業費補助金		継続	環境省
平成21年度予算額	200百万円 (対前年度比:100%)	平成20年度予算額	200百万円
(内容) 災害に起因又は災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを、市町村が収集、運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援する。			
廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金)		継続	環境省
平成21年度予算額	73,019百万円の内数	平成20年度予算額	79,649百万円の内数
(内容) 市町村が漂着ごみを含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する。			
沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備 (循環型社会形成推進交付金)		継続	内閣府
平成21年度予算額	3,058百万円の内数	平成20年度予算額	3,216百万円の内数
(内容) 離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行う。 (平成21年度:離島においては、2町村2島において整備予定。)			

(2) 国による調査・事業

大規模漂着状況の原因調査		継続	海上保安庁
平成21年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止対策の一環として実施)	平成20年度予算額	予算措置無し(海洋汚染防止対策の一環として実施)
(内容) 同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施。			

医療系廃棄物及び廃ポリタンクの漂着状況の調査		継続	環境省
平成21年度予算額	予算措置無し	平成20年度予算額	予算措置無し
(内容) 医療系廃棄物及び廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努める。			
漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査		継続	環境省
平成21年度予算額	188百万円 (対前年度比:54%)	平成20年度予算額	350百万円
(内容) モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。			
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(グリーンワーカー事業)		継続	環境省
平成21年度予算額	270百万円の内数	平成20年度予算額	288百万円の内数
(内容) 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然環境等を熟知した地元の住民や団体等を雇用して、野生動植物の保護・保全、外来種対策、登山道等の施設の維持管理等の事業を実施。その中で国立公園等の自然海岸等において、海岸漂着ゴミの回収等を含む清掃事業を実施。(平成20年度補正予算案により、別途100百万円が措置されている。)			

(3)技術開発

循環型社会形成推進科学研究費補助金(競争的資金)		継続	環境省
平成21年度予算額	1,803百万円の内数	平成20年度予算額	1,135百万円の内数
(内容) 競争的資金を活用し、重点テーマとして漂着ごみの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ごみの焼却技術の開発等を行う。			

[参考]

頑張る地方応援プログラム		継続	総務省
平成21年度 地方財政措置額	50,000百万円程度の内数	平成20年度 地方財政措置額	50,000百万円程度の内数
(内容) 「頑張る地方応援プログラム」に基づき、独自のプロジェクトを策定・公表し取り組む市町村を特別交付税で支援。 (各市町村の単年度上限額は、3,000万円(財政力補正あり)。3年間措置。) <本プログラムを活用し漂流・漂着ゴミに関する活動に取り組んでいる市町村の例> 北海道積丹町「環境保全対策プロジェクト」 新潟県粟島浦村「粟島クリーンアップ作戦」 山口県長門市「環境保全プロジェクト」 熊本県苓北町「環境保全プロジェクト」 鹿児島県知名町「『海岸環境保全』プロジェクト」			

(出所：環境省資料)

第3 現行法での漂流・漂着ゴミ関連規定

我が国の現行法制度においては、漂流・漂着ゴミに関連する規定がいくつか見られるが、それらは、発生源対策に関する規定と、漂流・漂着ゴミの処理等に関する役割に関する規定とに大別される。

1 発生源対策に関する規定

陸上に投棄されたゴミ(廃棄物)は、適正に処理されなければ風や雨などにより河川等を経由して海に流出し、海上に投棄されたゴミと同様に海岸に漂着することが容易に想定される。現在、我が国においては、ゴミの投棄に関し、以下の法律においてそれぞれ規定が設けられている。

法律名	規定の概要(関係条項)
軽犯罪法	公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨ててはならないものとされている(第1条第27号)。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地又は建物の占有者(管理者)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならないものとされており(第5条第1項)、また、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないものとされている(第16条)。
海岸法	何人も、油その他の通常の管理行為による処理が困難なもの(有害物質、粗大ごみ、建設廃材その他の廃物)により海岸を汚損する行為をしてはならないものとされている(第8条の2、第37条の6)。
港湾法	何人も、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならないものとされている(第37条の3)。
漁港漁場整備法	何人も、船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置する行為をしてはならないものとされている(第39条第5項)。
河川法	何人も、みだりに河川区域内の土地に土石(砂を含む。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てる行為をしてはならないものとされている(法第29条、施行令第16条の4第1項第2号)。
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならないものとされている(第10条)。

(環境省資料等を基に加工)

2 漂流・漂着ゴミの処理等に関する役割に関する規定

一方、漂流・漂着ゴミの処理等に関する役割については、廃棄物処理法第5条第1項で、土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者）に対して、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つ努力義務が課せられており、前述の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」（平成19年3月）においても、「漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。」と記述されている。しかし、「海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（海岸法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。」ともされている。さらに、「実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。」との指摘もなされている。

このように、現状では、漂流・漂着ゴミの処理等については、海岸管理者が行うべきものとされているが、その具体的な責任の主体、義務付けられる具体的取組の範囲等は、必ずしも明確ではない状況となっている。

なお、ここでいう「海岸管理者」については、海岸法により、概ね以下のような分類がなされている。

海岸管理者の例

区域	海岸管理者
一般の海岸保全区域及び一般公共海岸区域	都道府県知事又は市町村長
海岸保全区域と港湾区域又は港湾隣接地域が重複している部分	港湾管理者の長
海岸保全区域と漁港区域が重複している部分	漁港管理者の長
土地改良法により海岸保全施設が存する地域又は土地改良事業計画が決定している地域に係る部分	都道府県知事又は市町村長

（出所：環境省資料等を基に当室作成）

第 4 參考資料

平成21年廃ポリタンク漂着個表(道府県別)

平成21年3月30日現在

道府県名	総数	うち韓国語表記	うち中国語表記	うち英語表記	うち日本語表記	うち内容物有り	内容物等	時点	漂着した市町村
北海道	893	369	13	49	144	1	主に海水	3月27日	石狩市、函館市、北斗市、松前町、木古内町、長万部町、上ノ国町、奥尻町、せたな町、島牧村、蘭越町、岩内町、泊村、積丹町、留萌市、小平町、北見市、室蘭市
青森県	1,078	643	31	69	36	8	廃油、海水	3月23日	五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鯉ヶ沢町、深浦町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村
秋田県	2,416	---	---	---	---	33	強酸性	2月3日	秋田市、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市、潟上市、八峰町、三種町
山形県	1,278	550	17	0	88	16	強酸性、廃油	2月27日	遊佐町、酒田市、鶴岡市
新潟県	2,293	1,260	0	5	0	46	濃塩酸、硫酸等	2月17日	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、新発田市、村上市、糸魚川市、佐渡市、胎内市、聖籠町、出雲崎町、粟島浦村
富山県	3	0	0	1	0	0	なし	3月23日	射水市
石川県	1,897	278	1	1	9	12	廃油等	3月23日	金沢市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、内灘町、志賀町、宝達志水町
福井県	93	51	0	0	0	3	海水、水酢酸	3月17日	越前町、南越前町、美浜町、敦賀市、福井市
京都府	35	12	0	1	1	1	不明	2月6日	舞鶴市、京丹後市
兵庫県	73	34	0	0	0	10	強酸性、廃油	2月19日	豊岡市、香美町、新温泉町
鳥取県	248	121	4	3	10	5	強酸性、廃油	2月6日	鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、米子市、大山町
島根県	1,976	---	---	---	---	128	強酸性、廃油等	2月27日	益田市、大田市、浜田市、江津市、松江市、出雲市、隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村
山口県	869	---	---	---	---	43	強酸性、廃油	3月30日	下関市、長門市、萩市、阿武町
福岡県	880	684	7	14	15	77	強酸性	3月27日	北九州市、福岡市、宗像市、古賀市、福津市、新宮町、芦屋町、岡垣町、二丈町、志摩町
佐賀県	303	85	---	---	3	25	塩酸、海水	3月27日	唐津市、玄海町
長崎県	2,477	2,044	10	23	39	224	廃油、過酸化水素、酢酸	2月28日	長崎市、佐世保市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、小値賀市、新上五島市、松浦市
熊本県	48	16	4	4	8	2	弱酸性	3月12日	天草西海岸
鹿児島県	64	30	5	7	7	1	廃油	2月25日	薩摩川内市、三島村、南さつま市、日置市、南九州市、伊仙町、大和村
沖縄県	35	12	1	7	7	2	廃油、海水	3月4日	伊平屋村、金武町、石垣市、宮古島市、国頭村、渡嘉敷村、恩納村
合計	16,959	6,189	93	180	360	637	---	---	---

※漂着個数は、各道府県において把握している個数
 ※言語表記は確認できた個数
 ※「---」: 個数は未確認

(出所: 環境省HP)

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

とりまとめ

平成19年3月

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議

1 . はじめに

近年、外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミが日本各地で問題となっている。特に、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが深刻化しているという指摘が相次いでいる。

こうしたことを背景に、構造改革特区第 8 次提案において、長崎県対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町からの特区提案を受け、平成 18 年 2 月に構造改革特別区域推進本部により「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」が決定された。対応方針では、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立するため、関係省庁の局長級による会議を設置することとしており、これを受け、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」(以下、「対策会議」という。)が平成 18 年 4 月に設置された。

対策会議は、平成 18 年度末までに 4 回開催されており、漂流・漂着ゴミに係る政府の平成 19 年度予算概算要求や、地方公共団体の取組状況に関するアンケート調査について検討を行ってきた。また、同会議は政府部内の意見交換を行うのみにとどまらず、平成 18 年 10 月には、地方公共団体を対象に、国の取組を説明するとともに、地方公共団体の取組についての情報交換を行うため「漂流・漂着ゴミ対策連絡調整会議」と題した会議を開催した。

対策会議がとりまとめた、各省が実施する平成 19 年度以降の施策については、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策について、新規予算の獲得及び既存施策の拡充等が図られており、これら施策の効果的な実施により、これまで以上の対策の進展が期待される。その一方で、今後解決すべき問題も残されている。

本とりまとめは、これまで検討を行った内容を踏まえ、中長期的な課題としての国際的な対応も含めた発生源対策や漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策の早期実施を念頭におきつつ、当面の施策をとりまとめたものである。

2. 漂流・漂着ゴミ問題の現状

(1) 漂流・漂着状況に関する各種調査結果等

国による調査

ア) 漂流・漂着ゴミの状況に関する調査

気象庁は、海洋気象観測船により、定期的に北西太平洋及び日本周辺海域の定められた航路上で海洋気象観測を行っている。この観測ルート上において浮遊プラスチック類の観測も1977年以来継続して実施している。

(2006年の状況と過去資料からの主な知見)

- 2006年の春季から秋季にかけて、日本周辺海域の一部で、100kmあたり50個以上の浮遊汚染物質（プラスチック類）が発見された。
- 黒潮および黒潮続流域のやや南にあたる北緯30度付近の海域でも、年間を通じて100kmあたり10～20個と、比較的多く発見されている。
- 外洋域で発見される浮遊汚染物質の多くは石油化学製品であり、なかでも発泡スチロールの占める割合がどの海域でも最も高い。

海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、平成12年度より漂着ゴミ分類調査を実施している。

平成18年に行われた漂着ゴミ分類調査では、全国103か所で小中学生・市民ら5,472人が参加した。回収したゴミの中では発泡スチロールやプラスチック等の破片が最も多く、約半分を占めていた。

イ) 医療廃棄物の漂着状況に関する調査

平成17年8月中旬頃より、日本海沿岸地域を中心として、医療系廃棄物が多数漂着している。環境省では、日本海沿岸地域を中心として都道府県に対し情報提供を求めるとともに、関係都道府県の廃棄物行政主管課に対し、海岸管理者と綿密に連携を図り、住民等に注意喚起するとともに、適正処理が図られるよう連絡した。また、画像の記録及び試料の保管について依頼した。

回収された医療系廃棄物は、平成18年8月中旬から9月22日までに合計で約20,000点以上に上っており、うち約800点には中国語等の表記が見受けられた。内訳として、薬瓶（アンプル、バイアルを含む）が約12,000点、注射器が約4,800点となっている。

医療廃棄物は、二次災害を招く可能性があることから、漂着状況について把握し、外交ルートを通じて近隣諸国との情報交換等を行い、排出源及び漂着ルートの解明を含め、本問題の解決に向けて検討を進めていく必要がある。

民間団体等の調査

漂流・漂着ゴミの実態については、民間団体等も調査を実施している。具体的には、財団法人環日本海環境協力センター、社団法人海と渚環境美化推進機構（マリンプルー21）等の団体が、全国的な規模で調査を実施している。ただし、調査対象となる漂着物（流木・海草等の自然物をカウントするか等）の区分や、調査方法（アンケート調査か、実測調査か）等が異なることから、調査結果を単純に比較することはできない。

ア)「日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査」財団法人環日本海環境協力センター

本調査は、日本、中国、韓国、ロシアの4カ国において、沿岸の地方公共団体や地元のNGO/NPO等が実施しているもので、平成17年度は、32自治体、70海岸で実施された。

調査は、砂浜に縦横10メートルの区画を設定し、区画内の漂着人工物を全て集め、区画ごとにプラスチック類、ガラス・陶磁器など8種類に分類、それぞれの個数及び重量を測定するものである。

平成17年度の調査結果によれば、100平方メートル当たりの漂着物平均個数は370個、この内訳は、プラスチック類が257個（総個数の70%）と最も多く、次いで「発泡スチレン類」63個（同17%）、ガラス・陶磁器類23個（同6%）の順であった。

また、エリアとしては、九州北部のエリアの個数が最も多く、全般的な特徴としては、日本の海岸を北上するに従い漂着物の重量・個数が少なくなる傾向が見られた。

日本の海岸で、海外のものと推察される漂着物は、44海岸中35海岸で採取された。日本国内で採集された漂着物に対する割合は、平成17年度は、重量比で6%、個数比で2%であった。

さらに、平成12から17年度までの国内調査地点の平均採集重量は100平方メートル当たり3.6kgであり、この調査結果及び漂着物の散乱範囲（砂浜の奥行き）を仮定し、漂着期間及び海岸線延長を勘案して、国内の海辺の漂着物量を概算したところ、我が国の海岸への年間の漂着物量は、約15万トンと算出される。

イ)「海浜等清掃活動実施状況の調査結果」社団法人海と渚環境美化推進機構（マリンプルー21）

本調査は、各都道府県の海岸等において実施されている海岸清掃活動の実態をアンケート集計するものであり、毎年、調査結果が報告書として発行されている。

平成17年度の調査結果では、全国の海岸で回収された主な漂着物は、海草が約14万7千トン（44.5%）、ペットボトル、缶類や材木等の人工物が約9万7千トン（29.4%）、流木約3万8千トン（11.4%）となっている。

なお、同法人は、海浜清掃の実施及び呼びかけ、指導員の派遣、ゴミ袋等の清掃資材の提供、海浜清掃に関連した啓発活動等も行っている。

（2）関係者の取組

地方公共団体の取組に関するアンケート調査結果

対策会議の活動の一環として、地方公共団体における漂流・漂着ゴミ対策の取組状況を把握するため、以下の都道府県及び市町村の担当部局（環境部局、海岸部局、港湾部局、漁港部局）を対象に、漂流・漂着ゴミに関するアンケートを実施した（質問内容の詳細については、参考資料を参照）。

ア）調査対象団体

- ・ 海岸管理者である都道府県及び市町村等
- ・ 海岸を有している市町村
- ・ 港湾管理者又は漁港管理者である都道府県及び市町村等

回答者となる都道府県は、海に接する全都道府県（栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜、滋賀及び奈良の 8 県を除く 39 県）

回答者となる市町村は、海に接する全市町村

都道府県・市町村以外に港湾管理者である事務組合等も対象。

イ）依頼方法

国の各担当機関（国土交通省、農林水産省、環境省）から都道府県担当部局へ送付し、調査を依頼した。

ウ）調査実施時期及び回収後のとりまとめ

平成 18 年 6 月 1 日、国の各担当機関から都道府県担当部局へ依頼文とともに調査票を発送（電子ファイルにて発送）し、都道府県及び市町村から国の各担当機関に提出されたものを、環境省で集計した。

エ）アンケート調査解析結果

アンケート調査結果の主なポイントは以下の通り。

【ゴミの漂流・漂着状況】

- ・ 一定の地域において清潔の保持に支障が出ている。
- ・ 海岸管理者が管理する海岸の総延長（以下、海岸の総延長という。）の 1 割程度及び市町村の 4 分の 1 程度が、清潔の保持が困難となっていると回答している。
- ・ 市町村の半数以上及び海岸の総延長の 4 分の 1 程度で、ゴミの漂流・漂着の程度が日常の管理の範囲を超えていると回答している。

【漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動の実施様態】

- ・ 漂流・漂着ゴミ清掃・回収活動においては、住民ボランティア等民間団体が参加しているものが多い。
- ・ 海岸管理者及び市町村が関与する場合には、その多くの場合において清掃作業の支援、廃棄物運搬・保管及び廃棄物の処分のいずれについても関与している。
- ・ 港湾管理者及び漁港管理者が関与する場合には、廃棄物の運搬・保管及び廃棄物の処分

が関与の中心である。

【回収後のゴミの処分方法】

- ・多くの場合、海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者が、回収後のゴミを地元市町村の一般廃棄物処理施設を使用して処理していると考えられる。
- ・廃棄物処理業者に委託している海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者も約3～4割ある。

【地方公共団体の支出額】

- ・自ら又は委託の事業を行った海岸管理者及び市町村のうち、4割が年間100万円以上の支出を行っており、500万円以上を支出したものが1割強ある。

【地方公共団体からの補助等の額】

- ・海岸管理者である都道府県の半数強が補助等を行っており、うち500万円以上の補助を行っているところが約3割（7団体）ある。
- ・市町村のうち、住民ボランティア等民間団体に補助等を行っているのは総数の約1割であり、総額50万円以下のものが多い。

【地方公共団体が苦慮していること】

- ・日常の管理の範囲を超えていると回答したところの多くが、漂流・漂着ゴミで何らかの苦慮があるとしている。回収・運搬・処理のいずれかに偏って問題があるというわけではなく、回収から処理に至るいずれの段階においても苦慮している。

【漂流・漂着ゴミによって生じる問題】

- ・漂流・漂着ゴミによって生じる問題については、「景観・清潔の保持」と回答した地方公共団体が最も多く、ついで「観光への悪影響」及び「沿岸漁業への悪影響」が多い。
- ・一定程度の海岸においては、海岸保全施設機能への支障が問題となっている。
- ・一定程度の港湾及び漁港においては、港湾及び漁港運営への支障が問題となっている。

【災害起因の大規模なゴミの漂流・漂着の発生の有無（過去3年間）】

- ・海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者のおよそ半数が、災害起因の大規模なゴミの漂流・漂着の発生が「ある」と回答している。
- ・国等からの補助を受けて対処した海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者は1割程度である。

【クロス集計結果】

（1）【1.ゴミの漂流・漂着状況】において、清潔の保持が困難と答えた管理者及び市町村で、【8.国又は都道府県からの補助金】を受けていないものについて【12.漂流・漂着ゴミによって生じる問題】についての分析をした。

【12.漂流・漂着ゴミによって生じる問題】に対する回答と比較した結果、日常管理の中で清潔の保持が困難と答えた管理者及び市町村で、国又は都道府県からの補助金を受けていない者の

方が、漂流・漂着ゴミによって生じる問題の各項目について問題があるとする割合が高い傾向が見られた。

(2)【14. 災害起因の大規模なゴミ漂流・漂着に対する国等からの補助金(過去3年間)】
の設問に関し、補助金を受けていない地方公共団体について対策面での苦慮の有無の分析をした。
国等からの補助金を受けて対処した海岸管理者、市町村、港湾管理者及び漁港管理者は1割程度であり、母数が少ないため、これをもって、補助金を受けずに対処した自治体との単純な比較は困難であるが、補助金を受けた・受けないに関わらず、自治体が苦慮しているとする問題は同様であるとの傾向が見られた。

オ) アンケート調査結果の評価

本年度に実施した地方公共団体の取組に関するアンケート調査では、時間的制約のある中で、前述したとおり、漂流・漂着ゴミ問題について、一定の実態把握をしたところである。しかしながら、漂流・漂着ゴミの根本的な解決のためには、さらなる実態把握のための調査が必要である。

地方公共団体の取組事例

対策会議では、国における関連施策等に係る情報の地方公共団体への周知及び同様の問題を抱える地方公共団体同士の情報交換を促進するため、平成18年10月に、都道府県等を対象に、平成19年度概算要求内容を主とした国の取組状況の説明を行うとともに、関係都道府県の取組について情報交換を行った。また、対策会議の下におかれた幹事会においても、取組事例についてヒアリングを行っている。

これらの機会等に発表がなされた事例について、概要は以下のとおり。

【青森県及び県下市町村】

青森県及び青森県下の市町村によって構成される青森県市町村戦略会議に、平成16年、漂着ゴミ海岸環境保全プロジェクトチーム(五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平内町、鱒ヶ沢町、深浦町の職員計11名参加)が設置され、約1年間の基礎調査が実施された。

同プロジェクトチームは、漂着ゴミを計画的に処理するため、現状把握、官民協力による海岸の汚染防止策及び美化対策の調査、打開案の提案を行い、平成17年7月に最終報告書をまとめた。

最終報告書では、行政と住民団体による協働での回収、処理については決め手となる解決策はないが、国及び海岸管理者である県への働きかけの継続と代替策の模索が必要、海岸美化への有効な啓蒙手段として、関係者による情報共有のための集まりが必要等の事項が提言されている。

【山形県】

山形県では、自治体としての初動体制の確保と処理方法の研究・検討を行うため、「山形県海岸漂着物連絡調整会議」を平成13年に設置した。また、ボランティア団体の活動に対して、市町は収集したゴミの処分等を行い、県は活動経費の一部助成、看板設置、広報等により支援を行っている。

特に、複数の NPO が県下でのクリーンアップに組織だって対応しており、例えば、漂着物が多い飛島のクリーンアップについては、平成 13 年には山形県及び酒田市の共催であったが、以降、毎年、NPO、自治会、大学、国、県、市等による「飛島クリーンアップ作戦実行委員会」が組織され、実施に当たっている。また、最上川をシンボルにした美しい山形づくり運動を進め、「美しい山形・最上川フォーラム」として、平成 14 年度から、河川及び海岸の清掃活動が連携して実施されている。

さらに、問題解決への取組として、全国の NGO の会合、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)主催による国際海岸クリーンアップ及びワークショップの開催のホストなども行っている。

【福井県】

福井県は、平成 14 年度から、「漂着廃棄物適正処理支援事業」を設けて、沿岸市町村が行う、台風等の自然現象により一般公共海岸に漂着した 100 立方メートル以上の廃棄物の処理について、回収、運搬等に係る経費の 2 分の 1 を補助している。

また、平成 17 年 1 月に県内の沿岸一帯に所有者不明の大量の木材が漂着したが、国庫補助事業の基準を満たさなかったことなどから、平成 16 年度に、「2005 年漂着木材適正処理支援事業」を新たに創設し、2 箇年で当該木材を処理することとした。その処理については、地域の実情に詳しい市町村が行うこととし、漂着した木材の回収、運搬、処理に係る経費の 2 分の 1 以内を補助することとした。なお、実際の執行においては、回収等に係る経費は要したものの、処理については、木材が有価となったことから、処理費と木材代金を相殺し、無償で実施した市町村がほとんどであった。また、木材の一部については、自衛隊の訓練用資材として提供した。

【佐賀県】

佐賀県北部の玄海では、ビニール袋や空き缶等の生活系ゴミの他、外国からと思われるポリタンクや流木、医療廃棄物の漂着、南部の有明海では、筑後川をはじめとする河川等から流入した流木や葦、生活系ゴミの漂着などが見られる。

このため、県、地元市町、漁業者及び住民ボランティアが協力し、回収を行っている。今後、大量の漂着物については、制度拡充された国庫補助事業の活用を検討する一方、新たに制度化する県の単独事業により対応することとしている。また、河川等からのゴミ流出抑制については、情報の発信等により住民への意識啓発や河川管理者等関係者へ流出防止対策等の働きかけを行っていくこととしている。

【長崎県及び対馬市】

長崎県、特に大陸に近い対馬市は、我が国の中でも大量のゴミが漂着することで知られている。長崎県海と渚環境美化推進委員会の調査結果によれば、平成 16 年 7~8 月にかけて実施した県下一斉浜そうじで回収された漂着ゴミは約 1,400 トンであり、そのうち対馬での回収量は約 300 トン（全体の約 20%）であった。

長崎県では、漂流・漂着ゴミ問題について取り組むため、県関係課、関係市町村及び関係団体からなる協議会を平成 14 年 10 月に設置し、「漂流・漂着ゴミ問題対策指針」の策定（16 年 3 月）、「漂流・漂着ゴミ問題解決のための行動計画」の策定（18 年 3 月）等が行われた。また、市町が行う漂流・漂着ゴミの撤去、運搬、処分に対し、平成 14 年度から、事業経費の

助成を行うとともに、海岸清掃活動に取り組む団体への支援を行っている。市町が行う事業経費の助成については、離島振興法指定地域かつ事業費4百万円以上は、その10分の7以内（4,200千円を限度）それ以外は2分の1以内（1,500千円を限度）としている。更に、韓国との協働事業にも力を入れており、九州北部3県及び山口県と、韓国の4自治体により、平成15～17年度に、海洋環境保全の意識高揚キャンペーンを開催し、また平成18～20年度には、「日韓学生つしま会議」として、韓国の学生と長崎県内外の学生等が協力し海岸清掃を実施している。

【沖縄県及び竹富町】

沖縄県は、160の島嶼からなる「離島県」であり、沿岸域は亜熱帯特有のサンゴ礁と美しい海、白い砂浜であり、多くが観光資源として活用されている。他方、海岸には漂着ゴミが多く、その回収が問題であることはもとより、島内の処理施設の有無及び容量によっては、運搬・処理に問題が生じている。

このため、沖縄県では、海浜清掃費として、海岸管理者が市町村に海浜清掃を委託することにより、海岸での回収等を進めていることが多いが、その処理負担分が十分に賄われてないため、離島市町村では処理費用の負担が高んでいる状況にある。また、「ちゅら島環境美化条例」を制定し、ゴミ散乱防止啓発活動を展開、観光関係団体等と連携した「めんそーれ沖縄一斉クリーンアップ」の実施等を進めている。

また、漂着ゴミが多く、離島である竹富町では、島内の処理施設では漂着ゴミを処理できないため、回収した漂着ゴミを町外の処理施設に運搬している。回収に当たっては、地元観光組合、ボランティア団体等と連携している。

漂流・漂着ゴミ対策連絡調整会議等における地方公共団体の要望内容

平成18年10月に開催された、都道府県等を対象とした国の取組状況の説明及び関係都道府県の取組に関する情報交換の場等においては、地方公共団体から主に以下の要望等があげられた。

ア) 国の取組の推進（財政支援以外）

諸外国が発生源として目される漂着ゴミが多い都道府県からは、国から諸外国への働きかけにより、発生抑制を目指すことが重要との指摘があった。また、領海の外での流木による航行の支障等、船舶航行の安全性を確保するよう、海上保安庁など、全省庁への取組の強化に関する要望があった。また、漂着するゴミの量が多い地方公共団体からは、国、都道府県及び市町村の役割分担及び処理責任を明確にすべきとの要望もあった。

イ) 地方公共団体に対する財政支援

漂流・漂着ゴミの処理等について、国からの財政支援を強化するようとの要望が寄せられた。主なものとしては、海岸保全区域における国の補助事業は、漂着量が1,000立方メートル以上の場合に適用されるが、1,000立方メートル以下の場合や、海岸保全施設の機能阻害はないが生活環境の保全上、支障がある場合には適用されないのが課題との意見が出された。

また、海岸保全区域の内外で補助対象・補助要件が異なるのは問題ではないか等の意見が

あった。

漁場における堆積物の除去については、水産庁により取組が進められている一方、台風災害や不法投棄に迅速に対応するための補助の要望等もなされた。

ウ) 関係者間の連携の強化

各都道府県においても、実際の回収にはボランティアが活躍しているケースが多い。このため、関係各省協力して、ボランティア活動に対する支援等を検討して欲しいとの要望がなされた。また、医療廃棄物の漂着状況についての調査結果が環境省から情報提供されたが、都道府県は海上保安庁からの要請に応じてデータを出しており、本件については窓口を一元化してほしいとの要望もあった。

NGO/NPO 及びボランティアの取組事例

漂流・漂着ゴミについては、地域で、また、国際的に活動する NGO が多数存在している。例えば、JEAN/クリーンアップ全国事務局は、年 2 回、全国の約 300 の海岸において、国際海岸クリーンアップキャンペーンの日本コーディネーターとして、主に海岸漂着ゴミの種別個数調査を実施しており、毎年、報告書を発行している。また、キャンペーン以外にも講演活動やスライドを用いた勉強会の開催、パネルや漂着物のトランク・ミュージアムの展示などを実施しており、その活動内容は内外の注目を集めている。更に、島ゴミ（海ゴミ）サミットの開催（平成 15 年飛鳥（山形）、平成 16 年対馬（長崎）、平成 17 年隠岐（島根）、平成 18 年羅臼（北海道））、政府関係者も含めた懇談会の開催など、多様な関係者の情報共有等のための場を設定し、問題解決にむけた有機的な活動を展開してきている。

前述のアンケート調査結果が示すように、漂流・漂着ゴミの清掃・回収活動においては、住民ボランティア等民間団体が参加しているものが多い。また、地元で根付いて活動を行っているボランティア団体は、河川等のゴミの集積の多い箇所、海岸における漂着ゴミの状況等についても知見を有しており、組織だって海岸全体を清掃するケースも多い。このため、今後とも、国及び地方公共団体が漂流・漂着ゴミに関する施策を進める上で、NGO 等との連携を強化することが、漂着ゴミの回収現場におけるきめ細かな対応を確保する観点からも重要である。

漁業保険団体による対応

漁業保険団体においては、流木をはじめとする浮流物によって、漁船が衝突、接触等により生じた損害、定置網等の破損により生じた損害を保険制度により補てんしている。

平成 16 年度において、この浮流物による漁船の事故は、約 2 万 7 千件（総事故件数の約 4 割）、支払保険金額約 42 億円（総支払保険金の約 2 割）に達しており、漁船等の航行・操業、漁業被害の防止の観点から、発生源対策を含めた流木などの浮流物に対する対策の強化が重要である。

3. 漂流・漂着ゴミ問題に対する国の取組の推進

(1) 政府としての漂流・漂着ゴミに対する基本的な方針及び関係者の責務

政府としての漂流・漂着ゴミ対策の推進

漂流・漂着ゴミは、近年その存在や問題点がクローズアップされてきた。他方、海岸に漂着したすべてのゴミの量を把握し内容を同定することは、長く複雑な海岸線を有する我が国においては困難であり、また、一端漂着したゴミが二次漂流する場合もあることから、日本全体での漂着量や、海外からの漂着割合等については、一部調査結果から推定せざるを得ない状況にある。また、漂流・漂着ゴミの削減のためには発生源対策を行う必要があり、国内における各種発生源における対策を進めるとともに、国際的な対応も行う必要がある。一方で、大量の漂着ゴミが海岸に押し寄せることにより、清潔の保持の困難化や海岸機能の低下等の問題が逼迫している地域においては、早急にその回収を進める必要がある。

これらのことから、国としては、漂流・漂着ゴミに関し、「状況の把握」、「国際的な対応も含めた発生源対策」、「被害が著しい地域への対策」それぞれを推進していくことが必要である。

また、諸施策の推進に当たっては、関係省庁相互に連携した対策を実施することが重要である。

漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割

ア) 漂流・漂着ゴミ

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生源ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

なお、漁場における漂流・漂着ゴミの除去については、平成 17 年度まで交付金(強い水産業づくり交付金)の対象であったが、同交付金のうち、漂流・漂着ゴミの除去事業は平成 18 年度から地方への税源移譲の対象となり、一般財源で取り組むことができることとされたところである。

イ) 有価物の漂流・漂着、海難事故への対応等

有価物の漂着事案や、船舶の座礁等の海難事故への対応については、別途法制度等が既に整備されている。

海岸等に有価物が漂着した場合は、遺失物法の適用をうけることとなる。なお、有価物が漂流物又は沈没品として回収された場合は、水難救護法の適用を受けることになる。

船舶からの流出貨物を含む廃棄物等の排出により海洋が汚染された場合には、排出者は自己の費用において防除措置を講ずべき義務を負っている。

また、平成 19 年 4 月 1 日から施行される海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」という。）の一部改正により、船舶からの流出貨物を含む廃棄物その他の物、沈没船又は座礁船により海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合には、海上保安庁長官は、船舶所有者に対して当該廃棄物その他の物や当該船舶の撤去を命じることが可能となる。さらに、海上保安庁長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対して、所要の措置を講ずるよう要請できることとされており、その場合、当該措置に要した費用は、関係行政機関の長等が原因者に直接請求できることとなっている。

乗り揚げた船舶を撤去する場合等に備え、総トン数 100 トン以上で我が国の港に入出港又は係留施設を使用する外国籍船（一般船舶）については、放置座礁船の撤去費用を担保する有効な保険への加入が必要である。

海難事故による座礁船舶の撤去・流出油の防除については、漁場保全の観点から、所有者が不明等やむを得ない理由により座礁船舶の解体撤去や流出油の防除を行った場合に、当該地方公共団体が負担した経費について、平成 16 年度から国による補助制度が創設されており、併せて特別交付税措置も講じられている。

海岸での放置座礁船の処理については、良好な海岸環境の回復、創造等の観点から、船舶所有者に代わってやむを得ず実施する場合に、地方公共団体が負担した費用について、平成 16 年度から国による補助制度が創設されており、併せて特別交付税措置も講じられている。

放置座礁船により漁場の効用が低下していると判断された場合に限り、水産庁では漁場機能の回復と漁場保全の観点から、その撤去を行う地方公共団体等への支援を行うことが出来る。

実態の把握と対策の拡充の検討

平成 18 年度には、対策会議の活動の一環として、地方公共団体を対象とした漂流・漂着ゴミの実態に関するアンケート調査が実施された他、漂着ゴミの海岸に与える影響を軽減する改善策や処理の効率化手法の検討のために「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査」等が実施されている。これらの結果に基づき、更に詳細な状況把握等を行う調査の必要性については、調査実施によって得られる知見の、対策への利用の可能性を見極めつつ、検討を行う。

また、これら実態把握及び各種対策の実施結果等を勘案し、必要な対策の拡充を検討することが必要である。

(2) 平成 19 年度以降の当面の施策

対策会議等では、平成 19 年度以降の当面の施策として、予算措置が講じられた施策を中心にとりまとめを行った。これら予算及び施策の実施に当たっては、関係各省庁が連携して取り組むことが、現場のニーズに沿った、かつ、効率的な対策の実施には不可欠である。このため、関係者間の定期的な情報交換の場を確保し、連携強化を行っていく必要がある。

状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施する。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施する。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を進める。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することが望まれる。

国際的な対応も含めた発生源対策

ア) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。このため、今後も、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいく。

また、港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行う。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進する。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行う。また、引き続き漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行う。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を図る。

イ) 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけていく。

外務省は、NOWPAP海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図る。

被害が著しい地域への対策

ア) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充する。具体的には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量 70%」から「漂着量全量（100%）」に拡充する。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したものの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 キロメートル以内の区域に漂着したものの、漂着量が 1,000 立方メートル以上のもの、3 つの要件全てを満たすことである。

環境省は、災害廃棄物処理事業費補助金（漂着ゴミ処理事業分）を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とする。補助の規模要件は 150 立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行う。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援する。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行う（平成 19 年度は、離島においては、2 村 2 島において整備予定）。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業を継続し、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援する。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じる。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

イ) 調査

環境省は、漂流・漂着ゴミ問題について、海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル海浜を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討する。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。また、医療廃棄物の漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努める。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針を策定する。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施する。

ウ) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行う。

4 . 今後の課題

本とりまとめは、対策会議における、中長期的な課題としての国際的な対応も含めた発生源対策や漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策の早期実施を念頭におきつつ、当面の施策をとりまとめたものである。したがって、今後、次のような課題について取り組んでいくことが必要である。

(1) 施策のフォローアップ

漂流・漂着ゴミへの対策として、本とりまとめに盛り込まれた施策を着実に実施していく必要があることはいうまでもないが、その実効性及び効率性の観点から施策を見直すことが、現場での漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けて不可欠であろう。このため、対策会議等において、施策実施の状況及びその結果について、フォローアップを行っていく必要がある。なお、フォローアップの際には、漂流・漂着ゴミの対応に苦慮している地方公共団体等からの要望及び提案等も踏まえ、必要に応じ施策内容の見直しを検討することが必要である。

(2) 国、地方公共団体、民間団体・研究者等の関係者間の連携の強化

対策会議等での関係者の取組事例及びアンケート調査結果によれば、国及び地方公共団体のみならず、多様な民間団体や研究者が漂流・漂着ゴミ問題の解決に向けた努力を行っており、実体的に補完的な役割を果たしている。

このため、これら関係者間の情報交換の場を確保し、連携強化を行っていく必要がある。

(3) 漂流・漂着ゴミの処理等に係る体制の確立

漂流・漂着ゴミの処理等について、被害の著しい海岸を抱える地方公共団体からは財政支援に係る要望が多く、体制の確立には予算的な措置が必要である。

対策会議がとりまとめた平成 19 年度以降の施策においては、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策について、新規予算の獲得及び既存施策の拡充等が図られており、これら施策の効果的な実施により、これまで以上の対策の進展が期待される。

他方、地方公共団体等からは、多くの漂着事案の規模が海岸保全区域における補助の規模要件（1,000 立方メートル以上）を下回っていること、海岸保全区域とそれ以外の区域について、海岸が連続しているにもかかわらず補助要件等が異なること、海岸保全区域内に海岸保全施設がない場合や海岸保全施設があっても機能阻害がない場合については、いずれの補助金も対象とならないことについて、問題が指摘されている。

また、漂流・漂着ゴミの対応を含む海岸管理は自治事務である。被害の著しい漂流・漂着ゴミは日本海沿岸を中心として広域にわたり発生している事象であり、その対応については、地方を支援していくことが重要との意見もある。

これらの指摘された内容についての整理を行い、国と地方の役割分担のもと、発生源責任を含めた支援制度の整備など抜本的な漂流・漂着ゴミの処理等にかかる体制の確立について、今後とも、検討を行う必要がある。

(4) 国際的な対応も含めた発生源対策

漂流・漂着ゴミについて、その起源を同定するのは容易ではないが、発生抑制のために有効な対策の検討や、国内及び海外との施策連携を行うためには、その推定が必須である。このため、政府機関、関連財団法人及び NGO が調査を進めているところであるが、まだ発生源の確固とした同定には至っていないのが現状である。

このため、関係省庁の連携のもと、新規及び既存を問わず、発生源に関する調査を進め、データを蓄積し、発生源原因者の分析を進めることが必要である。更に、これらの分析を元に、より有効な抜本的対策を検討する必要がある。

さらに根本的な発生源対策としては、できる限り多くの人に漂流・漂着ゴミ問題に関心を持っていただき、一人一人が発生源とならないように理解と行動を呼びかけていくことが重要であることから、様々な施策を通じて、情報提供や普及啓発の取組を行っていくことが必要である。

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書 (抜粋)(平成 21 年 5 月)

5. 漂流・漂着ゴミ国内削減方策に関する今後の提言について

1. 漂流・漂着ゴミの実態把握

漂流・漂着ゴミの全国的な実態・経年変化の把握

全国的な実態把握、経年変化の把握を行うために、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握方法について検討を進めて行くことが適当である。漂流・漂着ゴミの状況把握については、各地において都道府県、市町村、NGO 等による清掃活動が行われているが、全国的な実態については十分に整理されていない面がある。また、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ(平成 19 年 3 月)」により施策の拡充等がなされたものの、施策の効果を評価するための漂流・漂着ゴミの経年変化については十分に把握することは困難な状況である。

今後は、全国的な実態把握、経年変化の把握を行うために、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握方法について検討を進めて行くことが適当である。

漂流シミュレーションの活用による発生源の推定

漂流・漂着ゴミについて、発生源を把握することは容易ではないが、発生抑制のための有効な対策の検討や、国内及び海外との施策連携を行うためには、その推定が不可欠である。本モデル調査においては、漂流シミュレーションの活用を行い、発生源の推定において一定の有効性を示すことができた。

今後は、漂流シミュレーションをさらに有効に活用し、発生源の具体的な推定を行って行くとともに、その成果を発生源対策にどのように活用して行くか、検討を進めて行くことが適当である。

河川からのゴミの流出量等の推定

漂流・漂着ゴミは、一般的に約 8 割が河川を通じて海に流れ込む陸域からのゴミであると言われており、その対策を進めて行く上では、河川流域全体での取組の強化が重要である。効果的な発生源対策を講じて行く上では、個別の河川から、どんなゴミがいつ・どれだけ流出しているかを把握して行くことが重要であるが、現在のところ十分な知見が整理されていない。

今後は、河口部や要所地点等での調査を進めてゴミの流出量の推定を行う等、適切な推定方法の検討を行うとともに、河川や流域における清掃活動に関するデータを収集し、流域に着目して陸域からのゴミをどのように減らして行くべきか検討を進めて行くことが適当である。

海外由来の漂流・漂着ゴミの効果的な実態把握

海外由来の漂流・漂着ゴミについては、本モデル調査を通してある程度明らかにはなってきたものの、より正確な把握を実施して行く上ではより多くのデータを取得・整理して行く必要がある。

今後は、ペットボトルやライター等、各国の言語の表記がある漂流・漂着ゴミのデータを積極的に取得・整理していくとともに、言語表記がない他の漂流・漂着ゴミについても発生国の推定を進めて行くことが適当である。

我が国から海外へ流出するゴミの推定

我が国の海岸では外国由来の漂流・漂着ゴミが確認されているが、一方で我が国から海域へ流出するゴミについても同様に海外に漂着しているものがある。現在のところ、我が国からどの程度のゴミが海外へ流出しているか、十分なデータが整理されていない。

今後は、我が国から海外へ流出するゴミが、どこにどれだけ流出しているかについて、どのようにして把握をして行くべきか、その手法も含めて検討を進めて行くことが適当である。

2. 海岸特性に応じた効果的な回収・処理方法

漂流・漂着ゴミの回収・処理に当たっての各当事者の役割分担の徹底

漂流・漂着ゴミの回収・処理に当たっての各当事者の役割分担については、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（平成19年3月）」において、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割として整理がなされている。しかし、漂流・漂着ゴミの回収・処理等に苦慮している都道府県及び市町村には、その整理が十分に行き届いていない面があり、とりわけ一般公共海岸等において回収・処理が円滑に進まない要因の一つとなっている。

今後は、各都道府県及び市町村に対して、各当事者の役割分担の周知徹底を行うとともに、漂流・漂着ゴミの回収・処理を円滑に進めて行くための財源の確保に向けた検討を進めて行くことが適当である。

地域住民や NGO 等による海岸清掃等のボランティア活動に対する支援

多くの海岸において、地域住民や NGO 等がボランティア活動による海岸清掃等を行っているが、その活動に対して行政からの十分な支援がないという声が上がっている。

今後は、海岸清掃活動及びそれにより回収したゴミの処理が円滑に進むように地域内での協議を進めて行くとともに、地域において多大な貢献をしているボランティア団体に対する情報面での支援（広報や表彰による活動の評価等）を進めて行くことが適当である。加えて、ボランティア活動に対する財政支援が可能な基金等の情報を整理し、周知して行くことも重要である。

アクセスが困難な海岸・人員の確保が困難な海岸での回収体制の検討

アクセスが困難な海岸については、本モデル調査においても、小型船舶を用いて接岸し、漂流・漂着ゴミの搬出を行うなど、回収・処理手法の検討を行ったが、継続的に海岸清掃を行う上での課題は多く残っている。また、離島をはじめ、人員の確保が困難な海岸については、地域内で海岸清掃の参加者を確保することが困難な場合が多い。

今後は、アクセスが困難な海岸における継続的な海岸清掃方法の確立、人員の確保が困難な海岸における人員確保に向けた方法の確立に向けて、更なる検討を進めて行くことが適当である。

離島における処理体制の確立

離島においては、特に島内に漂流・漂着ゴミの処理が可能となる十分な廃棄物処理施設を有していない場合は、回収したゴミを島外へ運搬する必要があり、処理コストがより増大することになる。

今後は、離島における漂流・漂着ゴミの処理コストの低減を図るため、最大限の島内処理の推進や、効果的な運搬方法の確立等について、検討を進めて行くことが適当である。

漂流・漂着ゴミの減容・リサイクル・有効利用の検討

循環型社会の構築を進めて行く上では、漂流・漂着ゴミについても、安易に廃棄物としての処分を進めて行くだけでなく、減容による量の削減、リサイクルやリユース等の有効利用を進めて行くことが重要である。一方、漂流・漂着ゴミは、多様なゴミが多く、劣化しているものや塩分が付着しているもの等の質が悪いため、有効利用が困難な面もある。

今後は、漂流・漂着ゴミのうち一定の品質を持つ主要品目に着目し、減容・リサイクル・有効利用等（例：発砲スチロールの減容化、漁具類リサイクル、流木の有効利用等）の検討を進めて行くことが適当である。

効果的な海岸清掃方法のマニュアル作り

海岸には、砂浜海岸、礫浜海岸、磯浜海岸等、様々な地形があり、また、アクセスが困難な海岸、重機の使用が可能な海岸等、様々な地理的特性がある。様々な海岸がある中で、適切に海岸清掃を進めるためには、それぞれの地域特性に即した手法を用いる必要がある。また、海岸清掃を行うには、海岸清掃の作業員の適切な募集方法、回収した漂着ゴミの適正な処理方法等について熟知している必要がある。

今後は、海岸清掃を企画する者が容易に海岸清掃計画を策定し、適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるよう、モデル調査で得られた知見等を整理し、効果的な海岸清掃方法のマニュアル作りの検討を進めていくことが適当である。

3. 発生抑制（発生源対策）

漂流・漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけ

漂流・漂着ゴミは、国内においてポイ捨てや不法投棄等により陸域に排出されたゴミが、水路や河川等を通して海岸に漂着するものが多い。したがって、できる限り多くの人に漂流・漂着ゴミに関心を持ってもらい、一人一人が発生源とならないように理解と行動を呼びかけて行くことが重要である。

今後は、漂流・漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけをより効果的に進めて行くため、漂流・漂着ゴミの問題について判りやすく説明する広報用のパンフレットを作成し、モデル調査の成果と合わせて広報を進めて行くことが適当である。また、都道府県及び市町村の協力を得て、市町村の広報紙にパンフレットを掲載し、漂流・漂着ゴミ問題を紹介するなど、効果的な広報を進めて行くことが重要である。

流域に着目した発生抑制の推進

漂流・漂着ゴミ対策を進めて行く上では、河川流域全体での取組の強化が重要であることから、本モデル調査においては、平成 20 年 11 月に福井県福井市において「九頭竜川流域ごみ問題ワークショップ」を開催し、河川のゴミ、海岸のゴミ問題に携わっている地元 NGO 等の団体及び関係行政機関等の連携強化を推進した。また、平成 20 年 7 月には、最上川流域に着目して NGO、学識経験者、関係行政機関等が環境保全についての議論を行うため、「美しいやまがたの海プラットフォーム」が設立されている。

今後は、多くの地域において、流域に着目した関係者の連携強化を推進するとともに、河川上流の住民に海岸の実態を理解してもらい、海岸清掃に参加してもらいなど、効果的な発生抑制方策についての検討を進めて行くことが重要である。

漂流・漂着ゴミの発生抑制に向けた環境教育の充実

漂流・漂着ゴミの発生抑制に向けては、環境保全や海岸・河川についての認識を高めるための環境教育の充実が重要である。また、子供だけではなく、大人や地域社会においても問題の認識を向上させて行くことが重要である。

今後は、環境保全に関する環境教育を充実させるとともに、地域の小中学生やその家族に海岸清掃に参加してもらいなど、実体験も含めた効果的な環境教育を進めて行くことが適当である。

関係する事業者に対する注意喚起

漂流・漂着ゴミの発生源については、その特定は困難であり、規制による対応はなじまない面があるものの、本モデル調査において主要な漂流・漂着ゴミの品目については明らかになりつつある。また、一部の品目については、事業活動に伴って排出されていると推察されるものもある。このような品目を製造・使用する事業者は、必ずしも漂流・漂着ゴ

ミの発生源となっているわけではないものの、本問題について認識し、製造・使用又は廃棄の過程における配慮・留意により漂流・漂着ゴミの発生抑制が進められる可能性がある。

今後は、主要な漂流・漂着ゴミの品目と関係する事業者との関係を整理し、このような事業者に対してどのような点を要請して行くことが適当か、検討を進めて行くことが適当である。

医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着に対する関係国への申し入れ(原因究明・漂着防止等)

海外からの医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着については、漂着状況の正確な把握に努めるとともに、外交ルートや様々な政策協議の場を通じて関係国に対して申し入れ、漂着防止対策を進めて行くことが重要である。

今後は、引き続き医療系廃棄物や廃ポリタンク等の大量漂着が確認された場合は、原因究明・漂着防止等の関係国への要請を継続的に実施して行くとともに、漂着防止に向けてより実効性のある対策を検討するための協議を進めて行くことが適当である。

漂流・漂着ゴミの発生抑制のための国際協力の推進

漂流・漂着ゴミは、国境を越えて海外から漂着することから、関係国との政策対話や国際枠組みの下での協力等を通じて、関係国との共通認識の醸成及び協力体制の構築を進めて行くことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための国連下の枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」は、2006年から海洋ゴミプロジェクトを開始しており、関係国との協力強化が進められつつある。

今後は、NOWPAP等の国際枠組みの場を活用し、モデル調査の成果を関係国へ発信して行くことや、我が国の実態と漂流・漂着ゴミの問題について共通認識を醸成すること、漂着防止に向けた共同での普及啓発活動を進めて行くこと等、漂流・漂着ゴミの発生抑制のための効果的な国際協力について検討を進めて行くことが適当である。

4. その他

関係者の相互協力が可能な体制作り

漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題については、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。このため、各地域において、関係者が協力し合えるような役割分担について精力的に議論をし、多くの関係者がお互いのできることを確実に実施して行くことが重要である。

今後は、本モデル調査において地域の関係者が議論をする場となった地域検討会や、各地域で設置されている検討会を発展させること等により、地域の関係者による協議会等の場を設定し、関係者の相互協力が可能な体制作りについて積極的に検討を進めて行くことが適当である。

多様な専門家や関係する事業者等の議論への参加

漂流・漂着ゴミ問題は、発生源が多岐にわたること、回収・処理については多額の費用がかかること、多くの関係者が関わること、海洋環境への様々な影響が懸念されていることなど、複雑な問題となっている。

今後は、総括検討会や漂流・漂着ゴミ問題について議論をする場に、経済学、社会学、生物学等の幅広い分野の学識経験者や関係する事業者等の参加を促進すること等により、議論を深めて行くことが適当である。

モデル調査の他地域への成果の普及

本モデル調査は、漂流・漂着ゴミの被害が著しい代表的な地域において検討を深めていったものであり、他の被害が著しい地域においても、その成果を活用して取組が進められるように成果の普及を進めて行くことが重要である。

今後は、本モデル調査の成果を事例集のような形で取りまとめるとともに、他の地域において活用されるよう、成果の普及に努めて行くことが適当である。

参考資料 4

漂流・漂着ゴミ対策の関連規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 （略）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2～3 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助

を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 (略)

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(中略)しなければならない。

2~3 (略)

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6~7 (略)

(事業者の協力)

第六条の三 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていると認められるものを指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(指定有害廃棄物の処理の禁止)

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従つて行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(再生することを含む。)

海岸法(昭和31年法律第101号)

(目的)

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(管理)

第五条 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保

全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基きその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6 市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。

7～10 (略)

第八条の二 何人も、海岸保全区域(第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物(第十六条及び第三十一条において「海岸保全施設等」という。)を損傷し、又は汚損すること。

二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2～3 (略)

(管理)

第三十七条の三 一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域(以下この条及び第四十条において「特定区域」という。)に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管

理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長（以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。）が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事（前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあつては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者）との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行うことができる。

4～5 （略）

第三十七条の六 何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。
- 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2～3 （略）

（事務の区分）

第四十条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（中略）とする。

- 一 （前略）第五条第一項から第五項まで（中略）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五条第一項から第五項まで（中略）に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

2 （略）

海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（平成 12 年農林水産省・運輸省・建設省告示第 3 号）

- 一 海岸の保全に関する基本的な指針

2 海岸の保全に関する基本的な事項

（5）海岸の保全に関するその他の重要事項

地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

（前略）

海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力

を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

(後略)

港湾法(昭和25年法律第218号)

(業務)

第十二条 港務局は、左の業務を行う。

一 (略)

二 港湾区域及び港湾局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)

三~十四 (略)

2~5 (略)

(港湾管理者としての地方公共団体の決定等)

第三十三条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。(後略)

2 (略)

(業務)

第三十四条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第十二条(中略)の規定を準用する。

(禁止行為)

第三十七条の三 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2~3 (略)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)

(漁港管理者の決定)

第二十五条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村

二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県

三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

2～3 (略)

(漁港管理者の職責)

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

(漁港の保全)

第三十九条

1～4 (略)

5 何人も、漁港の区域(第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。
- 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

6～8 (略)

河川法(昭和39年法律第167号)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

河川法施行令(昭和40年政令第14号)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。以下略）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一～六

七 みだりに船又はいかだを水路に放置し、その他水路の交通を妨げるような行為をした者

八～二十六（略）

二十七 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

二十八～三十四（略）

遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）

（定義）

第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

2～4（略）

5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

6（略）

（拾得者の義務）

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3（略）

（公告等）

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

2～5 (略)

(処分)

第十条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

(施設占有者の義務等)

第十三条 第四条第二項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。(後略)

2 (略)

(施設占有者の留意事項)

第十五条 施設占有者は、第四条第二項の規定による交付(以下第三十四条までにおいて単に「交付」という。)を受けた物件については、第十三条第一項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

水難救護法(明治32年法律第95号)

第二十九条 警察官吏ニ於テ航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ為スト認メタル漂流物又ハ沈没品ヲ取除キタル場合ニ於テハ警察官吏ハ其ノ物件ヲ市町村長ニ引渡スヘシ

2 前項ニ依リ市町村長ニ於テ引渡ヲ受ケタル物件ニ付テハ第十一条第一項及第二十五条第二項ノ規定ヲ適用ス

第十一条 市町村長ハ救上ケタル物件左ニ掲クル事項ノ一ニ該当スト認メタルトキハ之ヲ公売シ其ノ代金ヲ保管スヘシ

一 物件久ニ耐ヘ難キコト又ハ著シク其ノ価格ヲ減スル虞アルコト

二 爆発物、容易ニ燃焼スヘキ物又ハ其ノ他ノ物件ニシテ保管上危険ノ虞アルコト

三 保管ノ費用其ノ物件ノ価格ニ超過シ又ハ其ノ価格ニ比シ不相当ナルコト

第二十五条 (略)

2 市町村長ハ前項ノ物件ヲ所有者ニ引渡スヘキコトヲ公告スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告スヘキ事項ヲ直ニ其ノ所有者ニ告知スヘシ此ノ場合ニ於テハ公告ヲ須キサルコトヲ得

第三十条 前条ニ依リ公告若ハ告知ヲ為シタル日ヨリ六箇月以内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ市町村長ハ所有者ヲシテ取除、保管及公告ニ要シタル費用ヲ納付セシメ之

二其ノ物件ヲ引渡スヘシ

- 2 前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ請求スル者ナキトキ八市町村長ハ其ノ物件ヲ公売シ其ノ代金ヲ以テ取除、保管、公告及公売ニ要シタル費用ヲ支弁スヘシ此ノ場合ニ於テ残余アルトキ八市町村ノ取得トス

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

2 （略）

（廃棄物等の排出があつた場合の防除措置等）

第四十条 海上保安庁長官は、廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。以下この条及び第四十一条の二第二号において同じ。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請）

第四十一条の二 海上保安庁長官は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体（港務局を含む。）の長その他の執行機関（以下「関係行政機関の長等」という。）に対し、政令で定めるところにより、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 一 第三十九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。
- 二 本邦の領海の外側の海域にある政令で定める外国船舶（以下この号及び第四十二条の二十六第二項において「特定外国船舶」という。）から大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合又は特定外国船舶からの排出に係る第四十条に規定する場合であつて、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者若しくは当該特定外国船舶から廃棄物その他の物を排出したと認められる者が海洋の汚染を防止するための

必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるとき。

(関係行政機関の長等の措置に要した費用の負担)

第四十一条の三 関係行政機関の長等は、前条第一号に掲げる場合において、同条の規定により海上保安庁長官が要請した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で政令で定める範囲のものについて、当該措置に係る排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2～8 (略)

一九七三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する一九七八年の議定書(昭和58年条約第3号)

附属書 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則

第3規則 特別海域外における廃物の処分

(1) (前略)

(a) 合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋及び有毒又は重金属の残留物を含む可能性のあるプラスチック製品の焼却灰等のすべてのプラスチック類の海洋への投入による処分は、禁止する。

(b) 次の廃物の海洋への投入による処分は、最も近い陸地からできる限り離れて行うものとし、いかなる場合にも、最も近い陸地からの距離が次の距離に満たないときは、禁止する。

() 浮遊性を有するダンネージ、ライニング及び包装材料については、25海里

() 食物くず及び他のすべての廃物(紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器及びこれらと同様の物を含む。)については、12海里

(c) (略)

(2) (略)

一九七二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の一九九六年の議定書(平成19年条約第13号)

第四条 廃棄物その他の物の投棄

1.1 締約国は、廃棄物その他の物(中略)の投棄を禁止する。

海岸における回収・処理の役割分担と海岸管理の概況

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。
(なお、海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理されることから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。)

公物管理者だけでは対応しきれない質・量の漂着があった場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村(廃棄物部局)が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

(平成19年3月「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」から)

	所管別 海岸管理者等	海岸管理の概況 (単位: km)						国の主な財政措置
		計	河川部局	港湾部局	農村振興部局	水産部局	河川農振共管	
海岸保全区域*	計	14,623	5,175	4,231	1,764	3,216	238	地方公共団体が行う通常の海岸管理について、普通交付税により措置。 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農水省、水産庁、国交省) 海岸保全施設の機能阻害の原因となる洪水、台風、外国からの漂流等による大規模な漂着ごみを緊急的に処理する海岸管理者に対して支援。 補助対象: 海岸管理者 補助率: 1 / 2 適用区域は、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域。 平成21年度予算額: 災害関連事業として実施
	都道府県	11,760	5,165	3,406	1,687	1,265	238	
	市町村	2,735	11	697	76	1,951	-	
	一部事務組合	113	-	113	-	-	-	
	港務局	14	-	14	-	-	-	
一般公共海岸区域*	計	8,543	8,465	17	29	32	-	地方公共団体が行う通常の海岸管理について、普通交付税により措置。 災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省) 災害に起因又は災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみを、市町村が収集、運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援。 補助対象: 市町村 補助率: 1 / 2 適用区域は、海岸保全区域以外の海岸。 平成21年度予算額: 200百万円
	都道府県	8,524	8,462	17	29	16	-	
	市町村	18	2	-	-	16	-	
	一部事務組合	-	-	-	-	-	-	
	港務局	-	-	-	-	-	-	
その他の海岸線の延長*		12,507						

(海岸に関する数値については、海岸統計平成20年度版から引用。数値は一部重複を含む。)

(注: *印)

【海岸保全区域】 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域。

【一般公共海岸区域】 公共海岸の区域のうち海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域。

【その他の海岸線の延長】 保安林(都道府県知事等)、鉄道護岸(鉄道事業者等)、道路護岸(道路管理者)、飛行場(空港管理者)、河口部(河川管理者)、天然海岸(土地の管理者)等の海岸線の延長(括弧内は管理者を示す)。

【その他の国の主な財政措置】

頑張る地方応援プログラム(総務省)

独自のプロジェクトを策定・公表して取り組む市町村を特別交付税で支援。(各市町村の単年度上限額は、3,000万円(財政力補正あり)。3年間措置)

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(環境省)

国立公園等の自然海岸等において、海岸漂着ごみの回収等を含む清掃事業を国が実施(平成20年度2次補正予算において1億円を措置)。

漂流・漂着ゴミ重点海岸クリーンアップ事業(環境省)

平成20年度2次補正予算において、外国由来のごみが大量に集積している海岸を重点海岸として選定し、国が緊急的にクリーンアップ事業を実施(予算額3億円)。

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査(環境省)

モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

(環境省、国土交通省、農林水産省資料を基に加工)

発行：衆議院調査局環境調査室

Research Office on Environment Research Bureau House of Representatives

この資料は、再生紙を使用しています。